

校種間の連携について

平成 3 0 年 3 月

全国都道府県教育長協議会第 1 部会

目 次

はじめに	1
調査概要	2
調査結果と分析	2
I 全般について	3
II 英語教育について	8
III キャリア教育について	18
IV 特別支援教育について	26
V 生徒指導について	37
分析及び今後の政策課題について	46
分析	46
政策課題	47
全国都道府県教育長協議会第1部会構成員名簿	51
調査票	52

はじめに

新学習指導要領が目指す、変化の激しい社会で生きるための子供に必要な資質・能力を明確にし、教科を学ぶ意義や教科横断的な視点を持ち、社会のつながりを重視した教育課程編成は重要な課題である。

特に、幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校及び各校種と特別支援学校など、異校種の学校との円滑な接続を図るとともに、各校種を通じて育成すべき資質・能力を明確にして取り組む必要がある。校種間の連携について、各都道府県の現状や取組を把握し考察することで、今後の各都道府県における施策・事業の検討等を行うこととしたい。

具体的には、校種間の円滑な接続を図るカリキュラム開発等や、新学習指導要領を見据えた英語教育等の課題への取組、教員の交流等連携の取組について調査研究を行うことで、以下の期待される効果を望むものである。

児童生徒にとっての効果としては、異学年や異年齢の児童生徒たちと交流を持つことで、より良い人間関係の育成につながることを期待される。各学校にとっての効果としては、校種間での連携を図ることで、児童生徒の発達の段階を十分に考慮し、見通しを持った指導の一貫性や系統性が図られる。また、教育課程等の連携を図ることで、計画的・継続的な学習指導や生徒指導が展開できることが期待される。教職員にとっての効果としては、校種間で授業交流を行うことで、各教科や領域の学習を通じて指導内容や指導方法を共有することができるようになる。異校種の教職員が互いの良さを取り入れることで、相互の指導の幅が広がり、教職員の意識改革にもつながるものと期待されるものである。

そこで、第1部会では、平成29年度の研究課題を「校種間の連携について」とし、各都道府県の現状や取組事例の把握、課題の分析を通して、今後の施策の検討や国への提案・要望に資する研究を行うこととした。

調査概要

1 調査対象

47都道府県教育委員会（回収率100%）

2 調査期間

平成29年8月7日から8月31日まで

3 調査票

別紙のとおり

4 調査内容

- （1）全般について
- （2）英語教育について
- （3）キャリア教育について
- （4）特別支援教育について
- （5）生徒指導について

5 研究担当県

石川県、沖縄県

調査結果とその分析

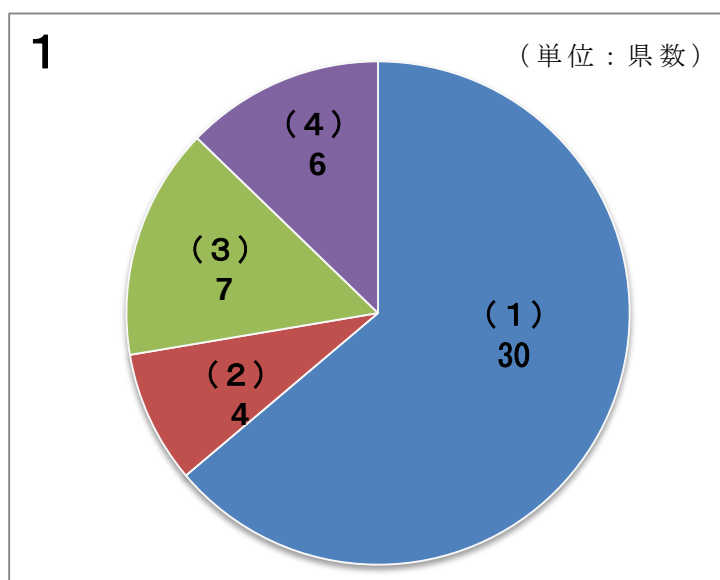
小学校及び中学校学習指導要領改訂に伴い、校種（幼稚園、認定こども園、保育所、小・中・高等学校・特別支援学校）間連携が重要になる。

特に、校種間の連携を従前より一層重視する必要が高くなると考えられる「英語教育」「キャリア教育」「特別支援教育」「生徒指導」に関し、各都道府県の現状や取組等について、把握し考察することで、今後の各都道府県における施策・事業の検討等に生かされたいと考える。

I 全般について

1 貴教育委員会では、都道府県の大綱、教育振興基本計画、総合計画（教育分野）等において、「英語教育」に関し、校種間連携を推進するための方針や目標を定めていますか。

- (1) 定めている
- (2) 定めていないが、今後策定予定
- (3) 定めていないし、今後策定予定なし
- (4) その他

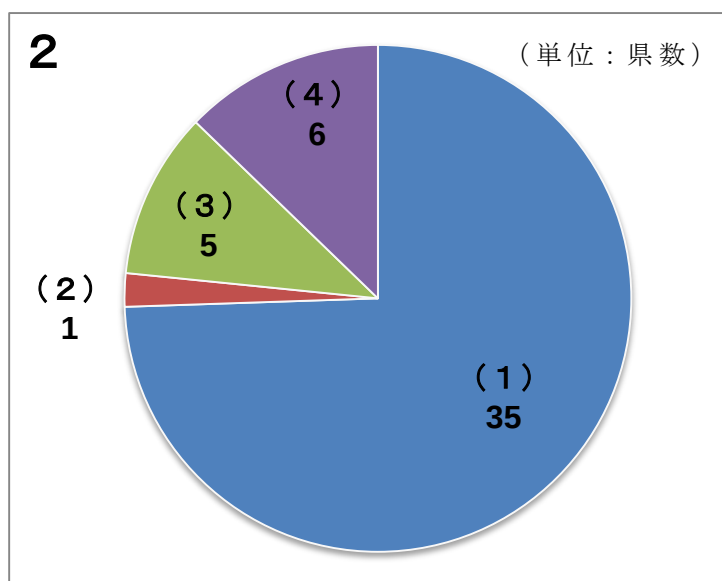


【(4) その他（自由記述）】

都道府県	記述内容
青森県	英語教育及び校種間連携について触れられているが、英語教育にのみ焦点を当てたものではない。
福島県	一部地域での小中一貫の取組については記載があるが、全県的な施策として記載はなし。
静岡県	定めていないが、現在、次期教育振興基本計画を策定中であり、「英語教育」の校種間連携を推進するための方針や目標を定めるかについては現在未定である。
兵庫県	定めていないが、「英語教育」の校種間連携を推進するための方針や目標を定めるかについて、今後検討していく
佐賀県	英語教育に特化して策定はしていないが、校種間連携の推進による効果的な指導法の構築について、取組内容に定めている。
沖縄県	校種間連携の推進について、現大綱や教育振興基本計画においては、方針や目標を明示していないが、各事業レベルにおいては連携が行われている。

2 貴教育委員会では、都道府県の大綱、教育振興基本計画、総合計画（教育分野）等において、「キャリア教育」に関し、校種間連携を推進するための方針や目標を定めていますか。

- (1) 定めている
- (2) 定めていないが、今後策定予定
- (3) 定めていないし、今後策定予定なし
- (4) その他

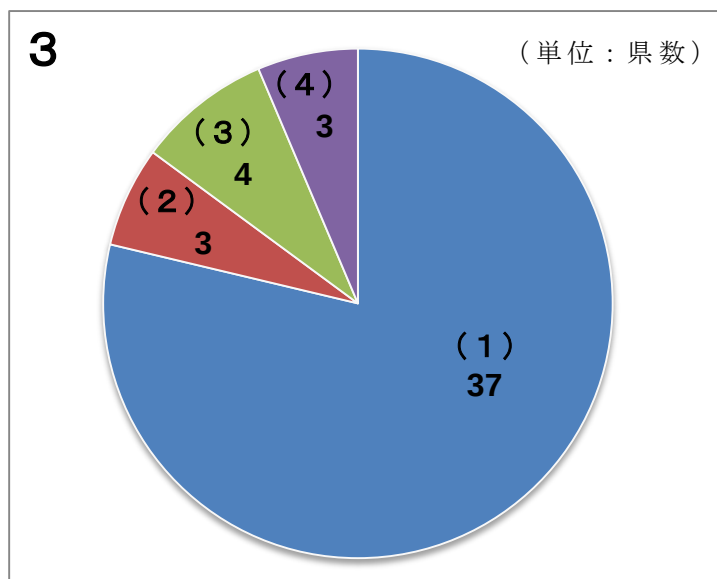


【(4) その他（自由記述）】

都道府県	記述内容
静岡県	定めていないが、現在、次期教育振興基本計画を策定中であり、「キャリア教育」の校種間連携を推進するための方針や目標を定めるかについて、現在未定である。
京都府	「キャリア教育」についての具体的な記述はないが、京都府教育振興プランにおいて、取り組むべき項目として校種間連携の充実を掲げている。
福岡県	定めていない。今後「キャリア教育」の校種間連携を推進するための方針や目標を定めるかどうかは未定である。
佐賀県	小・中・高等学校の12年間を見通した体系的なキャリア教育の実現を目指し、今後、方針等について検討が必要と考える。
長崎県	各校種におけるキャリア教育の充実については定めがあるものの、「連携」についてはその定めはない。ただし、教育振興基本計画の中には「校種間連携」の項があり、その中に当然「キャリア教育」も含むものと考ええる。
沖縄県	校種間連携の推進について、現大綱や教育振興基本計画においては、方針や目標を明示していないが、各事業レベルにおいては連携が行われている。

3 貴教育委員会では、都道府県の大綱、教育振興基本計画、総合計画（教育分野）等において、「特別支援教育」に関し、校種間連携を推進するための方針や目標を定めていますか。

- (1) 定めている
- (2) 定めていないが、今後策定予定
- (3) 定めていないし、今後策定予定なし
- (4) その他



【(4) その他（自由記述）】

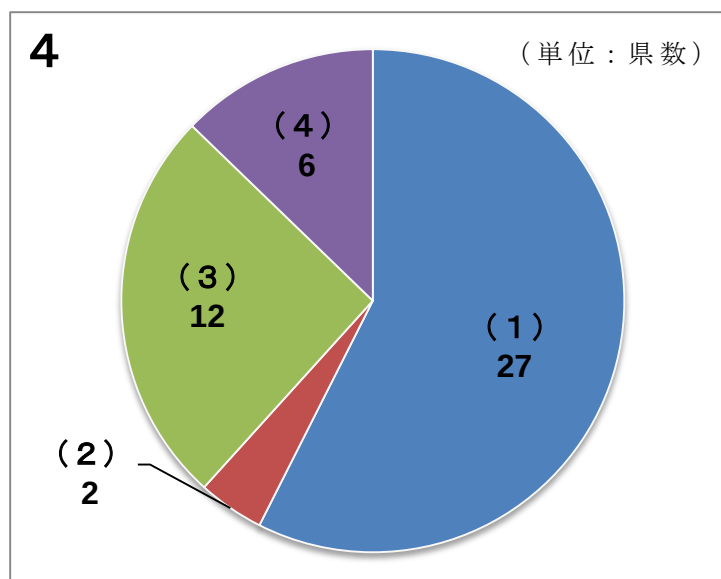
都道府県	記述内容
京都府	「特別支援教育」についての具体的な記述はないが、京都府教育振興プランにおいて、取り組むべき項目として校種間連携の充実を掲げている。
福岡県	総合計画（教育分野）及び教育振興基本計画において、次のとおり施策の方向を示している。 「特別支援教育を推進するための中長期的な計画を策定し、…就学前から卒業後まで一貫した継続性のある指導・支援の充実…などに取り組めます。」（記述抜粋）
沖縄県	校種間連携の推進について、現大綱や教育振興計画においては、方針や目標を明示していないが、各事業レベルにおいては連携が行われている。

4 貴教育委員会では、都道府県の大綱、教育振興基本計画、総合計画（教育分野）等において、「生徒指導」に関し、校種間連携を推進するための方針や目標を定めていますか。

- (1) 定めている
- (2) 定めていないが、今後策定予定

(3) 定めていないし、今後策定予定なし

(4) その他



【(4) その他 (自由記述)】

都道府県	記述内容
岩手県	教育振興の指針において、学校教育の推進する上で、校種間連携強化の取組の必要性を明示している。
静岡県	定めていないが、現在、次期教育振興基本計画を策定中であり、「生徒指導」の校種間連携を推進するための方針や目標を定めるかについては現在未定である。
京都府	「生徒指導」についての具体的な記述はないが、京都府教育振興プランにおいて、取り組むべき項目として校種間連携の充実を掲げている。
福岡県	定めていない。今後「生徒指導」の校種間連携を推進するための方針や目標を定めるかどうかは未定である。
佐賀県	生徒指導のうち不登校対策について、義務教育9年間を通した適切な対策が行われるよう取組内容に定めている。
沖縄県	校種間連携の推進について、現大綱や教育振興計画においては、方針や目標を明示していないが、各事業レベルにおいては連携が行われている。

5 貴教育委員会では、定期人事異動において、教員の校種間異動を行っていますか。(事業等による一般的でない異動を除きます。)

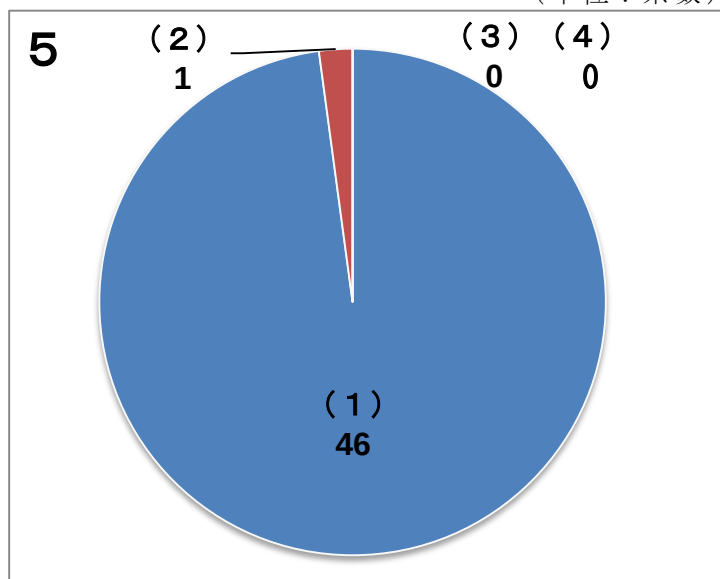
(1) 行っている

(2) 行っていないが、兼務発令

(3) 行っていないが、検討中である

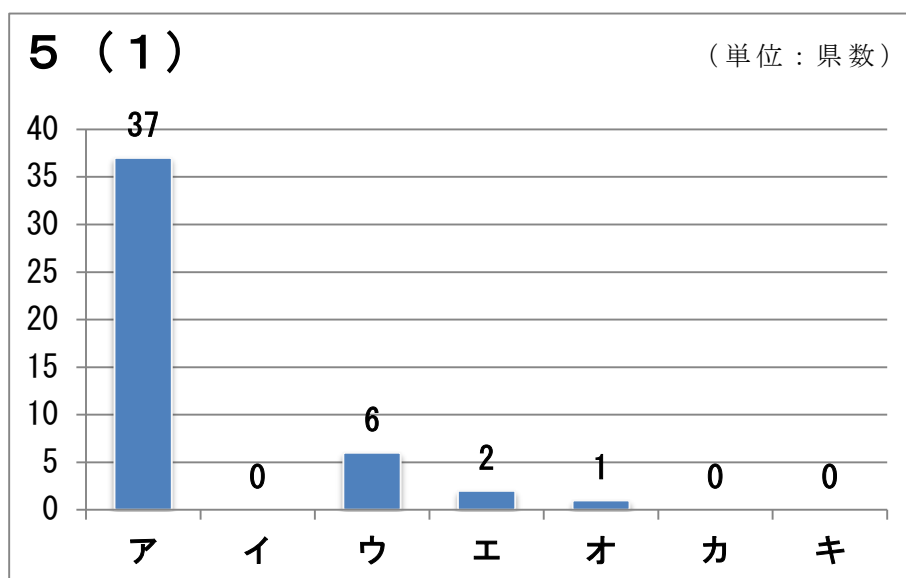
(4) 行っていないし、今後も行わない予定はない

(単位：県数)



5 (1) に関して、どのような校種間で行っているか。

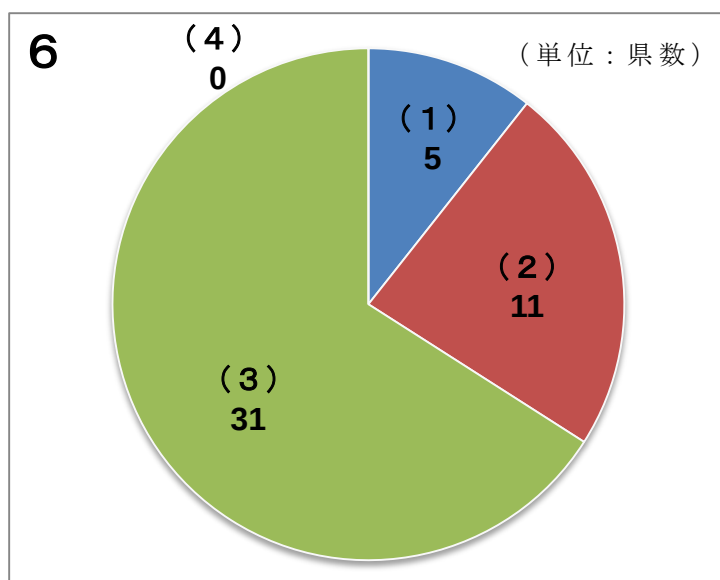
- ア 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- イ 小学校・中学校・高等学校
- ウ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
- エ 小学校・中学校
- オ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- カ 中学校・高等学校
- キ その他



Ⅱ 英語教育について

6 貴教育委員会では、英語教育事務はどのような形態で所管していますか。

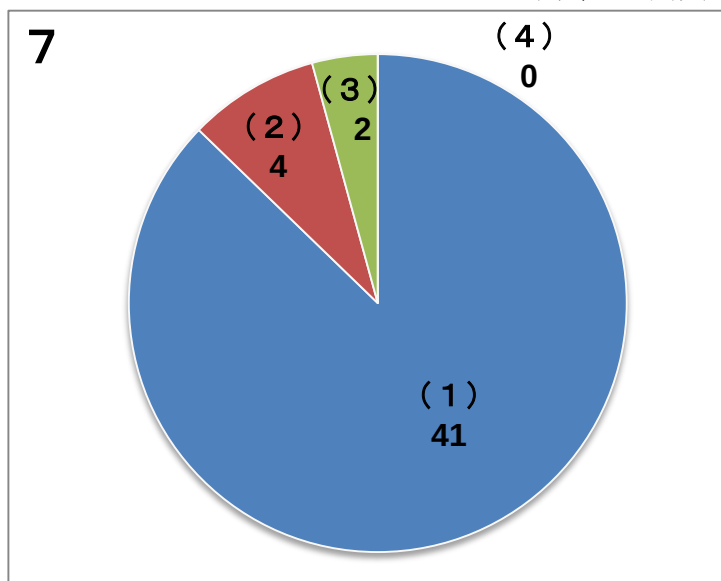
- (1) 英語教育を所管する課があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
- (2) 課内に英語教育を所管する班等があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
- (3) 義務教育所管課と高等学校教育所管課があり、それぞれに英語教育担当職員が配置されている
- (4) その他



7 貴教育委員会が主催する英語教育に関した、校種間連携を推進する事業（研修を除く、予算措置があるもの）はありますか。

- (1) 校種間連携を推進する事業がある
- (2) 今はないが、検討中である
- (3) 今はないし、今後行う予定はない
- (4) 対応していない

(単位：県数)

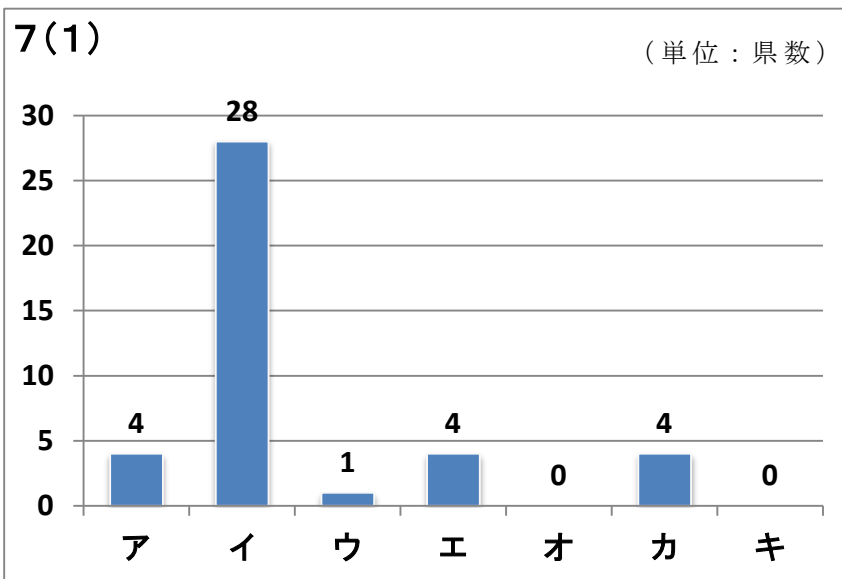


【 7 (3) に関する主な意見 】

- ・ 高等学校については、地域の小・中学校連携の中で、高等学校の英語授業を体験するような連携を行っている高等学校はあるが、全ての公立高等学校の通学区域が県内全域であり、また、学習到達目標（C A N－D O）が高等学校によって異なることから、中学校と高等学校との密接な連携を推進することが難しい。

7 (1) に関して、どのような校種間で行っているか。

- ア 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- イ 小学校・中学校・高等学校
- ウ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
- エ 小学校・中学校
- オ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- カ 中学校・高等学校
- キ その他



【(1) 具体的な事業名や予算額】

都道府県	記述内容
北海道	事業名：小学校及び中学校の学習指導要領の着実な実施に向けた 地方協議会 予算額：既存の予算で対応
青森県	事業名：①小学校英語教育に係る実践研究 ②外部専門機関との連携研修 予算額：①2,343千円、②90千円
岩手県	事業名：希望郷いわてグローバル人材育成事業 予算額：8,777千円
宮城県	事業名：①先進的英語教育充実支援事業 ②英語教育充実支援事業 ③生徒の英語力向上事業 ④英語教育推進事業 予算額：①2,551千円、②5,979千円、③5,700千円、④1,152千円
秋田県	事業名：拠点校・協力校英語授業改善プログラム（国委託事業） 予算額：2,000千円
山形県	事業名：山形の未来をひらく教育推進事業費（英語教育関係の一部） 予算額：35,303千円
福島県	事業名：英語指導力向上事業（小中高連携強化事業） 予算額：1,426千円
新潟県	事業名：外国語教育担当教員研修集会 予算額：635千円
茨城県	事業名：英語教員リーダー育成事業 予算額：9,600千円
群馬県	事業名：①外国語教育強化地域拠点事業（国費） ②英語教育強化拠点地域事業 予算額：①3,431千円、②1,617千円
埼玉県	事業名：外国語教育強化地域拠点事業（国費） 予算額：1,650千円

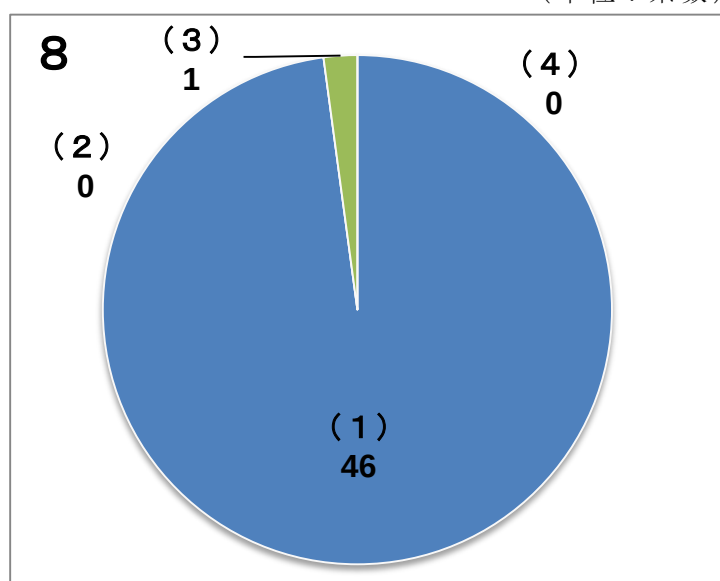
千葉県	事業名：中高指導評価研究協議会 予算額：70 千円
東京都	事業名：日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業 （JET 青年との交流事業） 予算額：69,727 千円（一部を活用）
神奈川県	事業名：外国語教育強化地域拠点事業（国費） 予算額：1,529 千円
山梨県	事業名：外国語教育強化地域拠点事業（国費） 予算額：1,775 千円
長野県	事業名：小中高連携推進モデル研究開発事業 予算額：1,958 千円
静岡県	事業名：英語指導力向上事業 予算額：1,500 千円
石川県	事業名：外国語教育強化拠点地域における実践研究 予算額：4,000 千円
福井県	事業名：外国語教育強化地域拠点事業（国費） 予算額：1,850 千円
岐阜県	事業名：英語拠点校区事業 予算額：7,000 千円
愛知県	事業名：①あいちスーパーイングリッシュハブスクール事業 ②イングリッシュキャンプ in あいち 予算額：①51,076 千円（Ⅱ 8(1)イで記載した研修も含んだ予算額）、 ②5,143 千円
三重県	事業名：語学指導等を行う外国青年招致事業 予算額：230,881 千円
滋賀県	事業名：小中高系統的英語教育推進事業 予算額：712 千円
京都府	事業名：外国語教育強化地域拠点事業（国費） 予算額：3,415 千円
兵庫県	事業名：外国語教育強化地域拠点事業（国費） 予算額：2,500 千円
奈良県	事業名：国際社会で通用する外国語能力育成事業 予算額：4,399 千円
和歌山県	事業名：外部専門機関と連携した英語指導力向上事業に係る英語・ 外国語活動担当教員等研修会 予算額：600 千円
鳥取県	事業名：①外国語教育強化地域拠点事業（国費） ②外部専門機関と連携した英語指導力向上事業（の内の 鳥取県英語教育推進会議）（国費） 予算額：①1,653 千円、②370 千円
島根県	事業名：外国語教育強化地域拠点事業（国費） 予算額：1,500 千円
山口県	事業名：小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 予算額：5,700 千円
香川県	事業名：外国語教育研究推進モデル地域事業 予算額：600 千円
愛媛県	事業名：①英語コミュニケーション能力ボトムアップ事業 ②えひめ英語力向上特別対策事業 予算額：①266 千円、②24,717 千円
高知県	事業名：①小中高を通じた英語教育強化事業（国費）

	②外国語教育コア・エリア実践研究指定事業 予算額：①3,000千円、②6,163千円
福岡県	事業名：児童・生徒の英語力向上推進費 予算額：23,265千円
佐賀県	事業名：①佐賀県研究指定校事業 ②外部専門機関と連携した英語指導力向上事業（国費） 予算額：①1,000千円、②550千円
長崎県	事業名：外部専門機関と連携した英語指導力向上事業（国費） 予算額：1,500千円
熊本県	事業名：外国語教育強化地域拠点事業（国費） 予算額：1,845千円
大分県	事業名：グローバル人材育成推進事業 （小中学校イングリッシュキャンプ） 予算額：1,569千円
宮崎県	事業名：小中高英語力向上支援事業 予算額：1,263千円
鹿児島県	事業名：①外国語教育強化地域拠点事業（国費） ②外部専門機関と連携した英語指導力向上事業（国費） 予算額：①1,650千円、②1,719千円
沖縄県	事業名：英語立県沖縄推進戦略事業 予算額：13,487千円

8 貴教育委員会が主催する英語教育に関する他校種の教員が参加する研修がありますか。

- （１）他校種の教員が参加する研修がある
- （２）今はないが、検討中である
- （３）今はないし、今後行う予定はない
- （４）対応していない

（単位：県数）

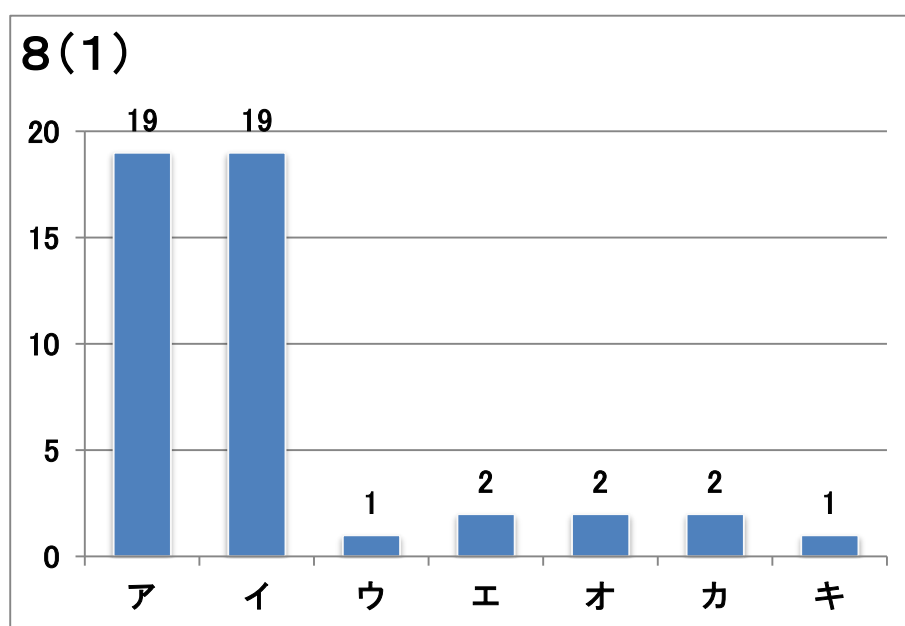


【 ８（３）に関する主な意見】

- ・現在行われていないし、今後行う予定はないが、校種間連携の推進に参考となる事業等の事例を収集している状況。

８（１）に関して、どのような校種間で行っているか。

- ア 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
 イ 小学校・中学校・高等学校
 ウ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
 エ 小学校・中学校
 オ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
 カ 中学校・高等学校
 キ その他

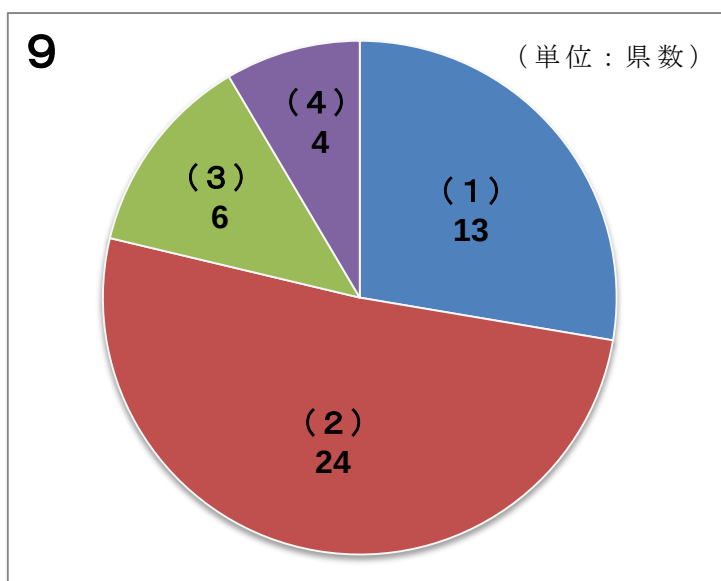


【（１）キ その他（自由記述）】

都道府県	記述内容
神奈川県	小学校・特別支援学校

9 貴教育委員会において、小学校と中学校の英語教育連携カリキュラムづくりの推進と市町村教育委員会への指導はどのようにしていますか。

- (1) 推進しているので、市町村教育委員会を指導している
- (2) 推進しているが、市町村教育委員会に任せている
- (3) 推進しているが、具体的な取組は行っていない
- (4) 特に推進していない

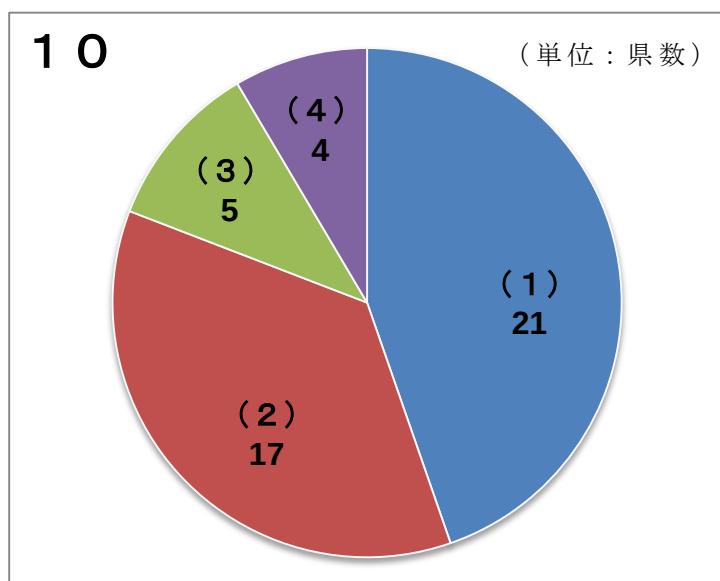


【9 (4) に関する主な意見】

- ・ 小学校、中学校ともに校種間連携の必要は感じてはいるものの、合同研修や授業参観、乗り入れ授業等の時間確保が困難な状況もある。

10 貴教育委員会において、各都道府県が作成している「英語教育改善プラン」の「学習到達目標 (CAN-DO)」を、中学校と高等学校で連携し、実施していますか。

- (1) 実施している
- (2) まだ実施していないが、検討中である
- (3) 実施していないし、今後行う予定はない
- (4) 対応していない



【10 (3) に関する主な意見】

- ・全公立高等学校の通学区域が県内全域であり、学習到達目標（C A D－D O）が高等学校によって異なることから、中学校と高等学校との密接な連携を推進することが難しい。
- ・中学校と高等学校との連携は、小学校と中学校の連携に比べて推進が難しい。
- ・校種間連携の推進に参考となる事業等の事例を収集している。

11 貴都道府県において、英語教育に関し、校種間連携を推進するにあたり、課題があれば、お書きください。また、校種間連携を推進するにあたり、もし国への要望があれば、お書きください。

都道府県	記述内容
青森県	教員意識改革。 連携しやすい体制づくりや予算措置。
宮城県	校種間連携した研修体系の確立。現在行われている英語教育推進リーダー育成のための中央研修の拡大を希望します。
秋田県	小・中連携は各市町村又は中学校区内で対象校が明らかになるので容易であるが、中・高連携は近隣の学校同士で行うのは難しい。 （高等学校は学校ごとに学科や特色等が異なるため、近隣の中・高で連携できるとは限らないこと、また、市町村立の中学校と県立の高等学校で設置者が異なるため、小中連携に比べて調整が容易ではない、など。）
福島県	小中高連携強化事業（国委託事業）におけるモデル校による校種間連携の取組について、その成果の普及を図ることが課題である。

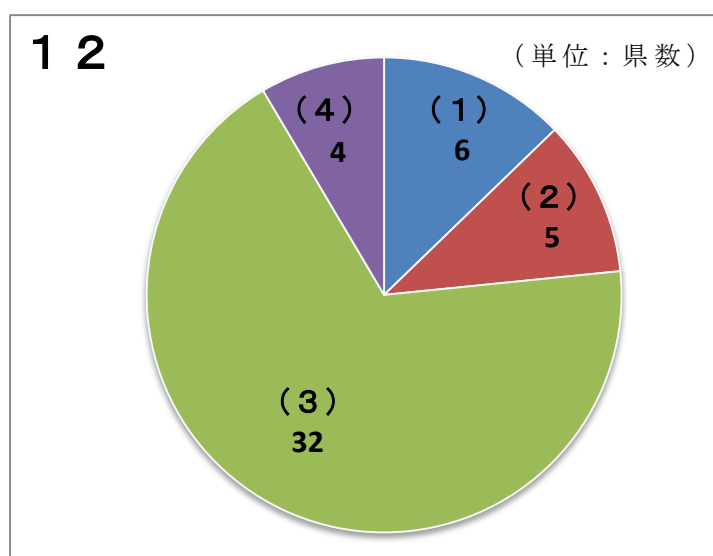
埼玉県	中学校と高等学校との連携は、小学校と中学校の連携に比べて推進が難しい。
富山県	日程、時間の面でこれ以上研修を増やすのは難しいと感じる。 小学校、中学校ともに校種間連携の必要は感じてはいるものの、合同研修や授業参観、乗り入れ授業等の時間確保が困難である。
長野県	統一的な指導を目指し、CAN-DOリストを用いて研究を進めていく際、高等学校のレベルに差があるため、中学校から高等学校への橋渡しに難しさがある。
静岡県	国庫事業への継続（「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」など）を希望する。
愛知県	小・中・高等学校間における英語科及び外国語活動の授業研究のさらなる促進。
三重県	「英語教育改善プラン」によって、各校種の生徒の英語力や教員の指導に係る目標は明確になったが、各校種の取組について理解を深める機会が少なく、小・中・高等学校の一貫した指導体制の確立にはつながっていない。
京都府	新学習指導要領及び高大接続改革の趣旨を踏まえ、英語の4技能の総合的な育成が求められる中、校種間の円滑な接続を図るための小中高一貫したカリキュラムの作成及び指導方法の研究開発が喫緊の課題となっているので、研究開発のための経費及び人材についての予算措置を講じていただきたい。
大阪府	高等学校については、地域の小・中学校連携の中で、高等学校の英語授業を体験するような連携を行っている高等学校はあるが、大阪府の場合、全ての公立高等学校の通学区域が府内全域であり、また、学習到達目標（CAN-DO）が高等学校によって異なることから、中学校と高等学校との密接な連携を推進することが難しい。
和歌山県	校種間連携を推進すべく人材等の加配措置の拡充を要望する。
鳥取県	小学校英語の教科化に当たり、中学校教員が小学校で指導できるようにするための人的配置。
岡山県	校種間連携の推進に参考となる事業等の好事例の提供をお願いしたい。
広島県	校種間、特に小・中学校と高等学校の間で所属する生徒が異なることから、共通の研究テーマのもとに研究を推進することが難しいことがある。
山口県	校種間連携を推進する中学校教員の加配をお願いしたい。 本県では、国の「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」を活用し、校種間連携を充実・拡大させてきた。校種間連携の更なる推進のために、平成31年度以降も本事業の継続をお願いしたい。
徳島県	校種間連携は大切であり推進しているが、各教員が校務多忙のため、十分な時間がとれないことが課題である。
高知県	英語教育を中心として所管する班または課がなく、校種別（義務教育と高等学校教育）で課が組織されているため、校種間連携を推進する事業を計画することが困難である。 高等学校課に配属されている英語担当指導主事は1名であり、担当の入れ替わりによる引き継ぎには限界があるため、施策をつなげていくことが難しい。また、英語教育以外の業務も担当しているため、事務局内において、小中学校課との連携が時間的に制限される。 小・中・高を通じた英語教育推進事業を継続して行ってほしい。

佐賀県	小中連携については、公開授業への参加等の交流は増えてきているが、今後は、中学校への円滑な接続を図るために、例えば、同一中学校区内の小・中学校同士が英語教育について研修会を実施したり、相互に授業参観をしたりする等の取組を一層推進する必要がある。 中高連携については、これまでも、県立高等学校と市町立中学校が定期的に公開授業を通した研修会を実施している地域もあるが、全県的な取組にはなっていないことから、今後は、このような中高連携の取組を一層推進する必要がある。
長崎県	初等教育及び中等教育段階の英語教育の充実に向けて、県下一体となって進む方向性を明らかにするべく、推進協議会を立ち上げたところである。このような協議会運営等に対する予算措置等について、国に配慮いただきたい。 高等学校の通学区域が広く近隣の市町以外から生徒が通学しているケースが多いため、中高が連携して生徒の英語力を高めようとする機運の醸成が難しい面がある。
熊本県	設置者の別や学校所在地の関係から、一般的に小学校と中学校は連携が図りやすく、中学校と高等学校は連携が難しい状況がある。設置者（教育委員会）のリーダーシップにより、英語教育担当者等による定期的及び継続的な関係会議の実施を行っていく必要がある。
鹿児島県	中心となって連携を推進できる教員の加配等、人的環境整備が必要である。

Ⅲ キャリア教育について

1 2 貴教育委員会では、キャリア教育事務はどのような形態で所管していますか。

- (1) キャリア教育を所管する課があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
- (2) 課内にキャリア教育を所管する班等があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
- (3) 義務教育所管課と高等学校教育所管課があり、それぞれにキャリア教育担当職員が配置されている
- (4) その他

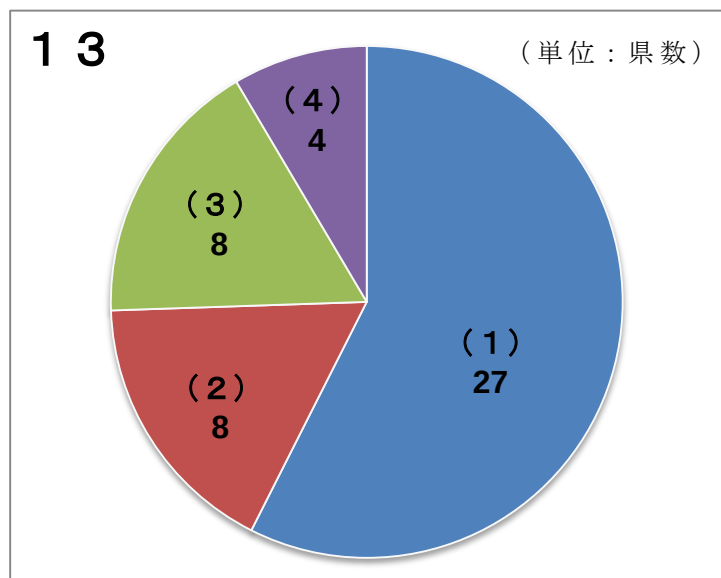


【(4) その他 (自由記述)】

都道府県	記述内容
岩手県	小・中学校は義務教育担当、特別支援学校は特別支援教育担当、高等学校は産業・復興教育担当に職員が配置されている。
福島県	義務教育所管課、高等学校教育所管課、特別支援教育所管課があり、それぞれにキャリア教育担当職員が配置されている。
新潟県	総務課、義務教育課、高等学校教育課それぞれにキャリア教育担当職員が配置されている。
奈良県	学校教育課内に義務教育係と高等学校教育係があり、それぞれにキャリア教育担当職員が配置されている。また、教育研究所にキャリアサポートセンターを置いて業務を分担している。

1 3 貴教育委員会が主催するキャリア教育に関した、校種間連携を推進する事業（研修を除く、予算措置があるもの）はありますか。

- (1) 校種間連携を推進する事業がある
- (2) 今はないが、検討中である
- (3) 今はないし、今後行う予定はない
- (4) 対応していない

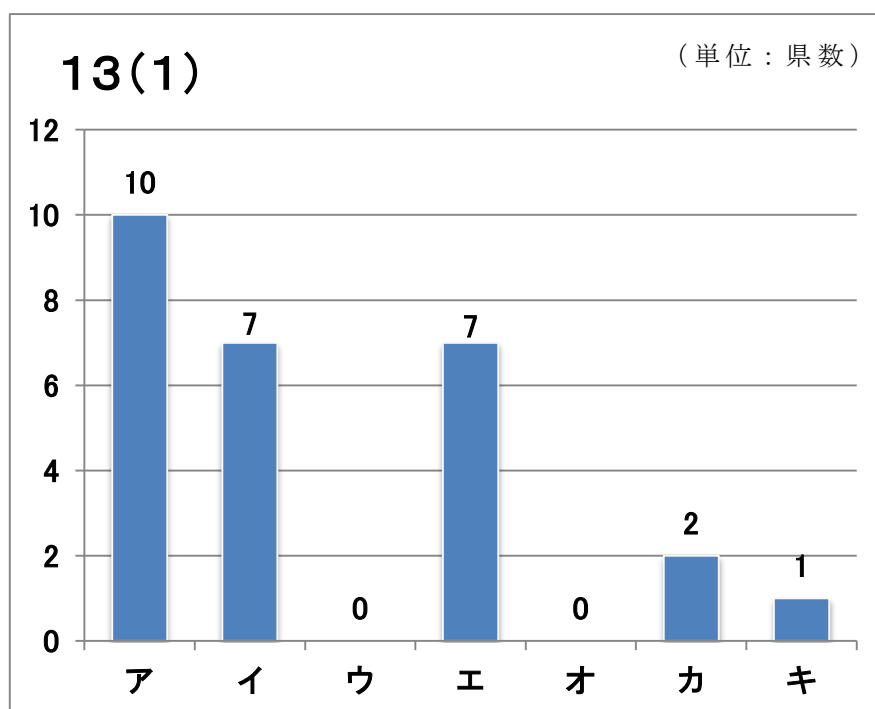


【1 3 (3) に関する主な意見】

- ・キャリア・パスポート実践例がわからない。

1 3 (1) に関し、どのような校種間で行っているか。

- ア 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- イ 小学校・中学校・高等学校
- ウ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
- エ 小学校・中学校
- オ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- カ 中学校・高等学校
- キ その他



【(1) 具体的な事業名や予算額】

都道府県	記述内容
北海道	事業名：小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業 予算額：7,898 千円
宮城県	事業名：志教育支援事業 予算額：7,982 千円
秋田県	事業名：キャリア教育実践研究事業 予算額：421 千円
山形県	事業名：①キャリア教育推進事業（地域連絡協議会） ②特別支援学校就労支援体制充実事業 予算額：①435 千円、②1,986 千円（国 1/3 補助）
福島県	事業名：専門高等学校と小中学校のキャリア教育連携事業 予算額：4,301 千円
新潟県	事業名：キャリア教育連携促進事業 予算額：4,826 千円
栃木県	事業名：ジュニア・キャリアアドバイザー事業 予算額：2,516 千円
群馬県	事業名：キャリア教育推進事業 予算額：580 千円
埼玉県	事業名：①高等学校生体験活動総合推進事業 ②進路指導・キャリア教育協議会 予算額：①1,105 千円、②100 千円
千葉県	事業名：小中校連携の特別授業 予算額：312 千円

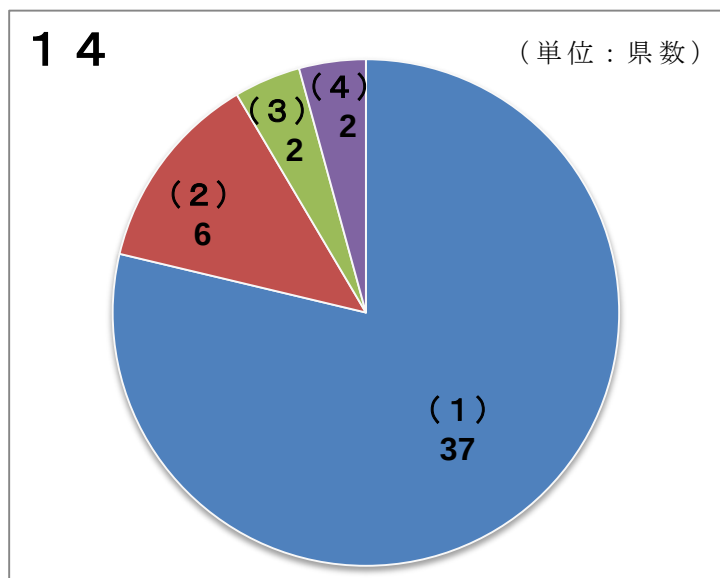
東京都	事業名：わく(Work)わく(Work) Week Tokyo (中学生の職場体験)事業 予算額：609 千円
静岡県	事業名：キャリア教育推進事業費 予算額：800 千円
福井県	事業名：キャリア教育推進事業 (私の夢カルテ) 予算額：679 千円
愛知県	事業名：①キャリア教育推進会議 ②キャリアコミュニティプロジェクト 予算額：①68 千円、②3,039 千円
三重県	事業名：多様な主体が創るみえのキャリア教育推進事業 予算額：6,496 千円
滋賀県	事業名：キャリア教育推進会議 予算額：97 千円
兵庫県	事業名：キャリア教育充実事業 予算額：1,907 千円
岡山県	事業名：職業体験・起業体験推進プロジェクト 予算額：2,000 千円
島根県	事業名：明日のしまねを担うキャリア教育推進事業 予算額：66,953 千円
山口県	事業名：キャリア教育総合推進事業 予算額：4,205 千円
愛媛県	事業名：えひめジョブチャレンジU-15 事業 予算額：4,817 千円
高知県	事業名：小中学校キャリア教育充実プラン 予算額：1,381 千円
福岡県	事業名：学校におけるキャリア・パスポート (仮称) の活用方法等に関する調査研究事業 予算額：1,286 千円
佐賀県	事業名：工業系高等学校生による「ものづくり」体験教室実施事業 予算額：5,562 千円
長崎県	事業名：長崎っ子の「夢・憧れ・志」を育む環境整備事業 予算額：612 千円
宮崎県	事業名：宮崎県キャリア教育推進事業 予算額：5,653 千円

【(1) キ その他】

都道府県	記述内容
香川県	県教委主催の事業はないが、一部の高等学校において、地元小学校の理科や図工の授業に電気科や建築科の生徒が出向いて指導する出前授業を実施するほか、カキ祭・町民祭などのイベントに参加し、ものづくりの楽しさを体験してもらったり運営協力を行っている。また、幼稚園との交流、学校施設公開によるミニ水族館の実施など、地域交流・地域貢献の取り組みも行っている。

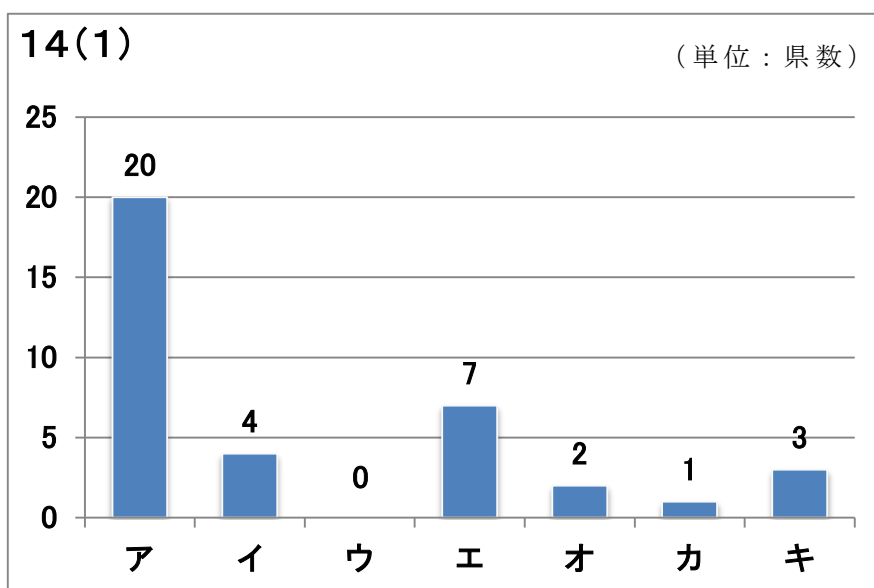
1 4 貴教育委員会が主催するキャリア教育に関した、他校種の教員が参加する研修がありますか。

- (1) 他校種教員参加の研修がある
- (2) 今はないが、検討中である
- (3) 今はないし、今後行う予定はない
- (4) 対応していない



1 4 (1) に関して、どのような校種間で行っているか。

- ア 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- イ 小学校・中学校・高等学校
- ウ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
- エ 小学校・中学校
- オ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- カ 中学校・高等学校
- キ その他

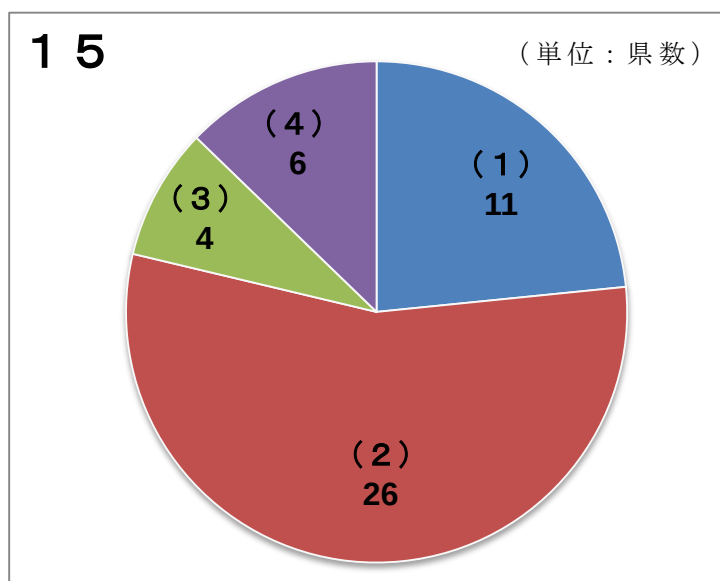


【(1) キ その他】

都道府県	記述内容
埼玉県	高等学校・特別支援学校の進路指導担当教員を対象とした進路指導者セミナー、キャリアカウンセラー養成研修講座。
岐阜県	小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）に加えて、幼・保も対象とした研修を実施している。
愛知県	高等学校・特別支援学校

15 貴教育委員会における、小学校と中学校のキャリア教育連携カリキュラムづくりの推進と市町村教育委員会への指導等はどのようにしていますか。

- (1) 推進しているので、市町村教育委員会を指導している
- (2) 推進しているが、市町村教育委員会に任せている
- (3) 推進しているが、具体的な取組は行っていない
- (4) 特に推進していない



【15 (4) に関する主な意見】

- ・キャリア教育に特化した校種間連携のための推進組織や体制の構築が進んでいない。
- ・小学校におけるキャリア教育の推進に係る取組を行うとともに、小学校教員のキャリア教育に対する意識を高め、校種間連携の重要性を周知していく必要がある。

16 貴都道府県において、キャリア教育に関し、校種間連携を推進するにあたり、課題があれば、お書きください。また、校種間連携を推進するにあたり、もし国への要望があれば、お書きください。

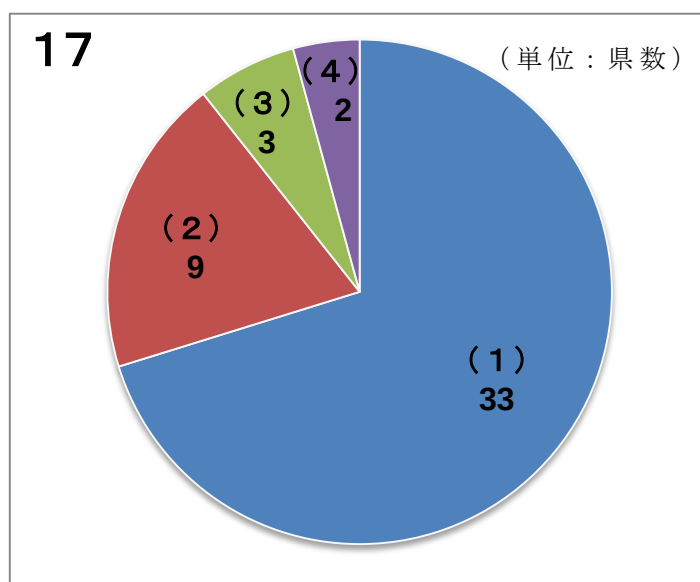
都道府県	記述内容
山形県	地域におけるキャリア教育を推進するにあたり、連携校を巡回するなどの役割を担う就労支援コーディネーターのニーズは非常に高いが、1/3 補助金があっても財政負担が大きく、複数名の配置が困難である。委託事業の復活等、予算の拡充を要望する。
福島県	小中高それぞれが、他校種で行われているキャリア教育についての理解を深め、さらなる協力体制の必要性を感じる。 専門高等学校と、小・中学校のキャリア教育連携事業におけるモデル校による校種間連携の取組について、その成果の普及を図ることが課題である。
茨城県	小学校から中学校、高等学校へと系統的なキャリア教育を進めるために、ポートフォリオ的な教材の工夫や活用方法を共有する必要がある。
埼玉県	高等学校には全県区から生徒が入学してくるので、各中学校と連携が難しい。

東京都	各教科等と比較し、キャリア教育に関する小・中合同の研修等の機会が少なく、連携・一貫した具体的な取組へとつなげられていない実態がある。
神奈川県	キャリア教育に特化した校種間連携のための推進組織や体制の構築が進んでいない。
静岡県	キャリア教育の推進に向けた財政的支援を希望する。 校種ごとのキャリア教育の考え方や指導内容等について情報交換する場がない。
富山県	中学から高等学校へのキャリア発達を促すため、キャリア・パスポートを活用した中高連携の方法。
石川県	キャリア教育に関し、キャリア・パスポート実践例を知りたい。 課題としては、生徒が積み上げてきたキャリア実績を、校種を越えて伝達することが難しい。
愛知県	小・中・高等学校を通じた系統的なカリキュラムの作成。 見学先や職場体験先の確保の問題。 地域によって連携可能な学校に差がある。
三重県	校種間の連携がイベントで終わっている学校もあり、12年間を見据えた体系的な取組になっていない。特に、進学を中心とする普通科高等学校と地域の小・中学校とのつながりが弱いと考える。そこで、普通科高等学校と小・中学校の連携した取組事例を知りたい。
京都府	小・中の連携は取り組まれているが、進路先が多様になるため、高等学校との連携が課題である。
兵庫県	校種間連携を推進するために有効な児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等の具体例や活用事例を示していただきたい。
島根県	各校種におけるキャリア教育は充実してきているが、連携についてはさらに推進する必要がある。
山口県	予算措置をお願いしたい。
徳島県	校種間連携を円滑に推進する上で、国において検討されている「キャリア・パスポート（仮称）」の概要について、その導入時期も含めて早急に示していただきたい。
高知県	「児童・生徒が活動を記録し蓄積する教材」（例：キャリアパスポート（仮称）等）を、中学校から高等学校へとどのように引き継いでいくかが課題である。
福岡県	各市町村教育委員会では、それぞれ地域の課題があるため、全国各地で校種間連携を推進する上での共通目標を示していただきたい。
佐賀県	中学校及び高等学校には、キャリア教育を担当する校務分掌が存在するが、現段階において、県内の多くの小学校には存在しないことから、全体的に小学校の教員のキャリア教育に対する意識が低い。 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後は、小学校におけるキャリア教育の推進に係る取組を行うとともに、校種間連携の重要性を周知していく必要がある。
鹿児島県	キャリア・パスポートを用いた校種間連携の実践例を紹介してほしい。

Ⅳ 特別支援教育について

17 貴教育委員会では、特別支援教育事務はどのような形態で所管していますか。

- (1) 特別支援教育を所管する課があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
- (2) 課内に特別支援教育を所管する班等があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
- (3) 義務教育所管課と高等学校教育所管課があり、それぞれに特別支援教育担当職員が配置されている
- (4) その他

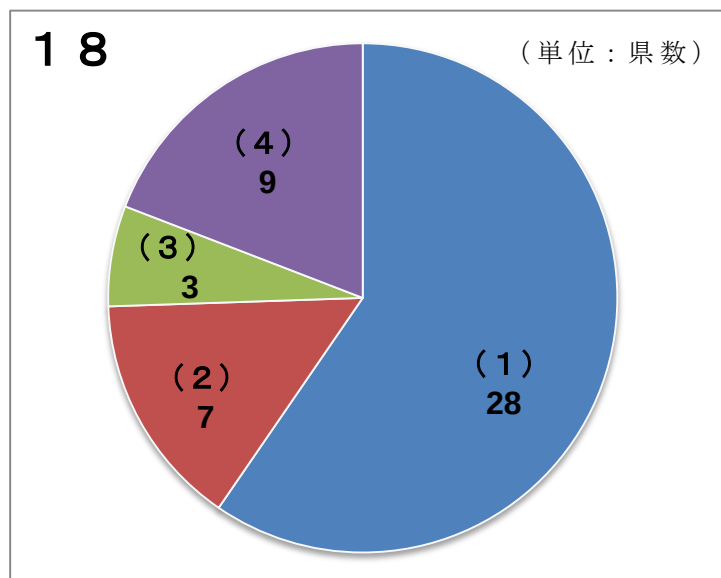


【(4) その他】

都道府県	記述内容
愛知県	特別支援教育を所管する課があり、その中に小中学校・特別支援学校の担当職員が配置されている。高等学校における特別支援教育については、高等学校教育課内に高等学校の担当職員が配置されている。
京都府	基本的には(1)であるが、高等学校については、高等学校教育所管課において担当し、特別支援教育所管課の担当者と連携する配置としている。

18 貴教育委員会が主催する特別支援教育に関する、校種間連携を推進する事業（研修を除く、予算措置があるもの）はありますか。

- (1) 校種間連携を推進する事業がある
- (2) 今はないが、検討中である
- (3) 今はないし、今後行う予定はない
- (4) 対応していない



【18 (3) に関する主な意見】

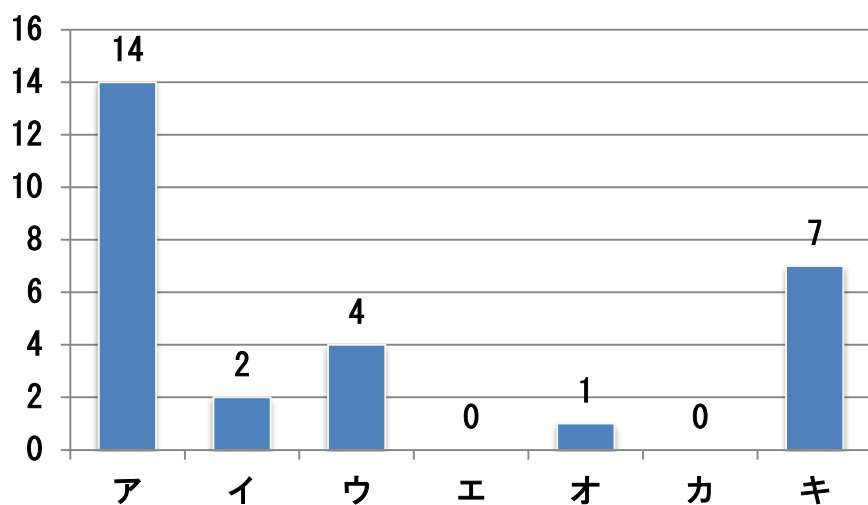
- ・進学時の共有する情報など、支援の継続性が確保できない。
- ・特別支援学校以外及び通常の学級における個別の指導計画等の作成、活用が十分ではないことや保護者の同意が得られない場合の対応が課題である。

18 (1) に関して、どのような校種間で行っているか。

- ア 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- イ 小学校・中学校・高等学校
- ウ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
- エ 小学校・中学校
- オ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- カ 中学校・高等学校
- キ その他

18 (1)

(単位：県数)



【(1) 具体的な事業名や予算額】

都道府県	記述内容
青森県	事業名：発達障害等のある児童生徒の支援体制強化事業 予算額：12,722 千円
宮城県	事業名：①特別支援教育総合推進事業 ②特別支援教育システム整備事業 ③特別支援教育地域支援推進事業 予算額：①1,047 千円、②1,078 千円、③1,093 千円
山形県	事業名：特別支援巡回相談事業 予算額：371 千円
福島県	事業名：インクルーシブ教育システム推進事業 予算額：2,371 千円
新潟県	事業名：専門教育推進事業（県立専門高等学校メッセ） 予算額：4,005 千円
栃木県	事業名：特別支援学校センター的機能充実事業 予算額：272 千円
千葉県	事業名：特別支援教育体制整備事業 予算額：120 千円
東京都	事業名：特別支援教育の理解啓発の推進 予算額：2,967 千円
富山県	事業名：とやまの特別支援教育強化充実事業 予算額：16,010 千円
長野県	事業名：就学相談体制整備事業、高等学校段階における特別支援教育 充実事業 ほか 予算額：20,857 千円
福井県	事業名：①発達障害児移行支援充実事業 ②地域で学び育てる特別支援教育モデル事業 予算額：①8,712 千円、②1,613 千円

岐阜県	事業名：発達障がい等総合支援モデル事業 予算額：3,700千円
愛知県	事業名：①発達障害児等指導・支援検討会 ②発達障害等支援拠点校研究委嘱事業 ③肢体不自由児教育充実強化モデル事業 予算額：①540千円、②325千円、③122千円
三重県	事業名：早期からの一貫した教育支援体制整備事業 予算額：6,655千円
滋賀県	事業名：①「地域で学ぶ」支援体制強化事業 ②インクルーシブ・プログラム推進モデル事業 予算額：①20,379千円、②2,152千円
大阪府	事業名：支援教育地域支援整備事業 予算額：95,460千円
兵庫県	事業名：系統性のある支援研究事業（国費） 予算額：5,500千円
奈良県	事業名：特別支援教育体制整備事業 予算額：748千円
山口県	事業名：特別支援教育センター管理運営費 予算額：2,135千円
愛媛県	事業名：①特別支援学校文化芸術事業 ②特別支援学校友達いっぱいプロジェクト事業 予算額：①2,684千円、②1,800千円
高知県	事業名：中学校区特別支援教育学校コーディネーター連携充実事業 予算額：167千円
福岡県	事業名：発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業 予算額：4,260千円
佐賀県	事業名：障害のある子どもの学校生活支援事業 特別支援教育コー ディネーター連絡協議会 予算額：3,234千円
長崎県	事業名：教育支援ネットワーク事業 予算額：2,177千円
大分県	事業名：発達障がいのある子どもの学び支援事業 予算額：6,385千円
宮崎県	事業名：エリアサポート充実事業 予算額：1,925千円
鹿児島県	事業名：特別支援教育学校間連携支援事業 予算額：4,240千円

【（１）キ その他】

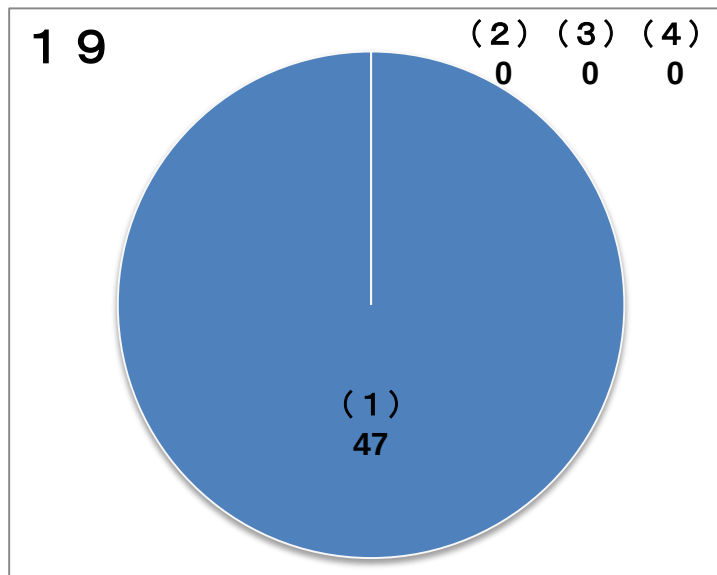
都道府県	記述内容
秋田県	校種間連携を推進する事業はないが、各事業の中で連携を推進する内容が含まれている。
福島県	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
新潟県	専門学校の魅力発信を図る催事に特別支援学校も参加し、校種を超えて学校の取組を発信した。
東京都	都立特別支援学校と都立高等学校合同の舞台発表会の開催 （ダンス・合唱・演劇等）
愛知県	事業①・③は小・中学校と特別支援学校の連携事業、事業②は中学校と高等学校の連携事業

愛媛県	特別支援学校と小・中学校、高等学校との交流及び共同学習に関する事業を実施
宮崎県	幼稚園・保育所・認定こども園・小・中・高等学校・特別支援学校の連携

19 貴教育委員会が主催する特別支援教育に関した、他校種の教員が参加する研修がありますか。

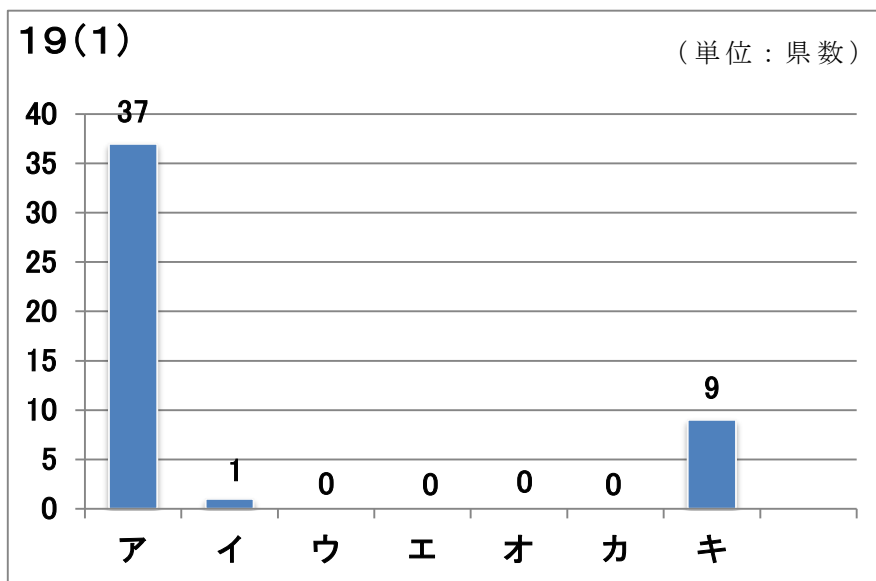
- (1) 他校種の教員が参加する研修がある
- (2) 今はないが、検討中である
- (3) 今はないし、今後行う予定はない
- (4) 対応していない

(単位：県数)



19 (1) に関して、どのような校種間で行っているか。

- ア 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- イ 小学校・中学校・高等学校
- ウ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
- エ 小学校・中学校
- オ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- カ 中学校・高等学校
- キ その他



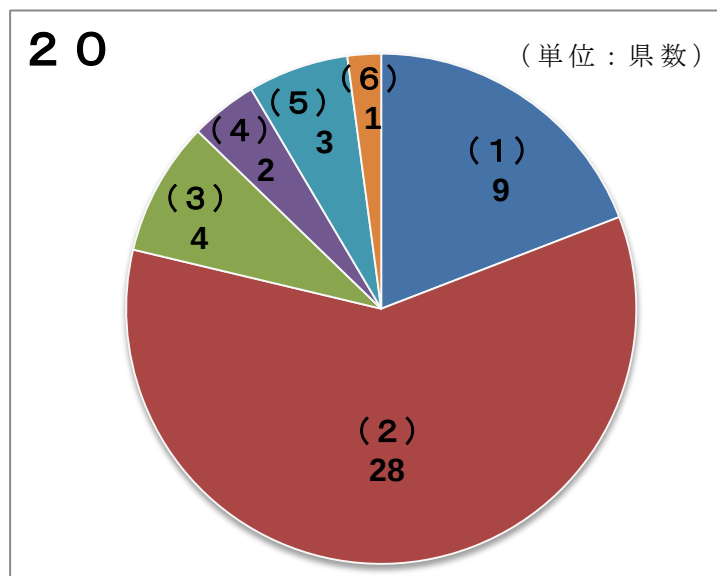
【(1) キ その他】

都道府県	記述内容
新潟県	幼、保、小、中、高、特別支援学校
群馬県	高等学校・特別支援学校
千葉県	幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
東京都	東京都教職員研修センターでは、平成29年度、特別支援教育に関する研修講座を11講座開講している。それぞれの講座において、受講の対象となる校種を指定しているが、定員に満たなかった講座については、他校種の受講者も受け入れている。
静岡県	幼児教育施設・小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
三重県	幼稚園・保育所を対象を含む講座もある
大阪府	幼稚園・小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
広島県	高等学校特別支援教育コーディネーター研修会に特別支援学校の専任の教育相談主任が参加している。
宮崎県	幼稚園・保育所・認定こども園・小・中・高等学校・特別支援学校の教員が参加可能

20 貴教育委員会において、支援を必要としている児童が、中学校又は特別支援学校（中学部）へ進学する場合、個別の教育支援計画の扱いについてどのような対応をしていますか。

(1) 市町村教育委員会又は特別支援学校への指導とともに、保護者を介して個別の教育支援計画を引き継ぐように協力依頼を行っている

- (2) 個別の教育支援計画を中学校又は特別支援学校（中学部）に引き継ぐように、市町村教育委員会及び特別支援学校を指導している
- (3) 個別の教育支援計画を中学校又は特別支援学校（中学部）に引き継ぐように、市町村教育委員会を指導している
- (4) 個別の教育支援計画を中学校又は特別支援学校（中学部）に引き継ぐように、特別支援学校を指導している
- (5) 市町村教育委員会又は特別支援学校への指導はしないが、保護者を介して個別の教育支援計画を引き継ぐように協力依頼を行っている
- (6) 指導及び協力依頼をしていない



【20 (6) に関する主な意見】

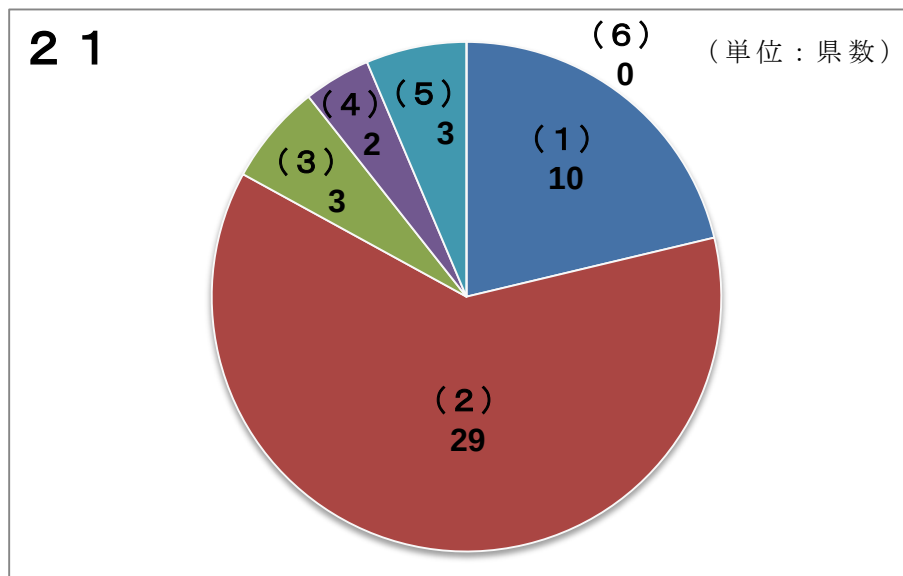
- ・個別の教育支援計画等引き継ぎ資料の活用には、保護者の同意が困難な場合がある。

21 貴教育委員会において、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（中学部）の生徒が、特別支援学校（高等部）又は高等学校（以下特別支援学校等）へ進学する場合、進学先に対する個別の教育支援計画の扱いについてどのような対応をしていますか。

- (1) 市町村教育委員会又は特別支援学校等への指導とともに、保護者を介して個別の教育支援計画を引き継ぐように協力依頼を行

っている

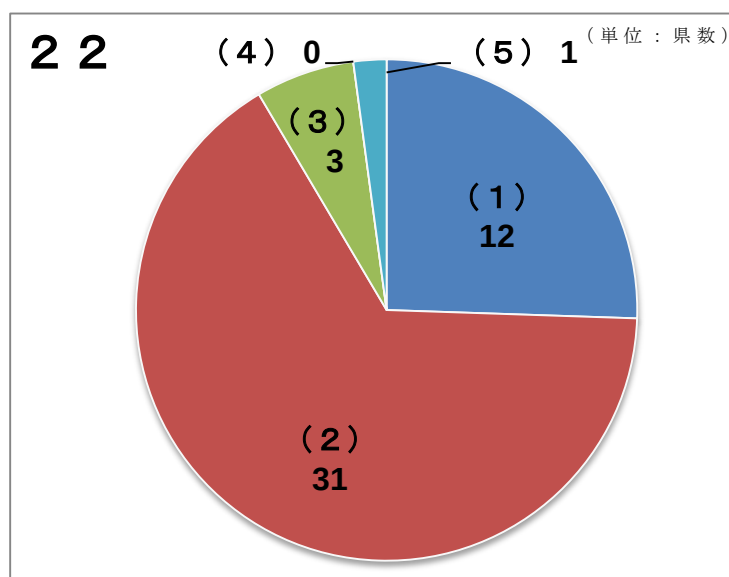
- (2) 個別の教育支援計画を特別支援学校等に引き継ぐように、市町村教育委員会及び特別支援学校等を指導している
- (3) 個別の教育支援計画を引き継ぐように、特別支援学校等を指導している
- (4) 個別の教育支援計画を特別支援学校等に引き継ぐように、市町村教育委員会を指導している
- (5) 市町村教育委員会又は特別支援学校への指導はしないが、保護者を介して個別の教育支援計画を引き継ぐように協力依頼を行っている
- (6) 指導及び協力依頼をしていない



2 2 貴教育委員会において、市町村立学校の生徒が、特別支援学校又は高等学校へ進学（転校）する場合、児童・生徒の状況を把握するために、どのような対応をしていますか。

- (1) 市町村立小・中学校から情報を得るように、特別支援学校又は高等学校を指導している
- (2) 情報が伝わるように、特別支援学校又は高等学校並びに市町村教育委員会を指導している

- (3) 特別支援学校又は高等学校並びに市町村教育委員会を指導しないが、保護者を介して引き継ぐよう協力依頼を行っている
- (4) 指導や協力依頼をしていない
- (5) 上記のように指導や協力依頼の有無とは関わらず、都道府県教育委員会が、情報交換の場を設定している



23 貴都道府県において、特別支援教育に関し、校種間連携を推進するにあたり、課題があればお書きください。また、校種間連携を推進するにあたり、もし国への要望があれば、お書きください。

都道府県	記述内容
北海道	北海道教育委員会の独自調査によると、要支援者に対する個別の教育支援計画の作成割合が36.1%であり、その理由は「作成が間に合っていない」「保護者の同意が得られていない」となっていることから、個別の教育支援計画の作成を促進する取組が必要となっている。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等への支援体制の整備を図るための「特別支援教育総合推進事業」の継続・拡充が必要である。
宮城県	校種間連携が出来るシステム作りを進めるためには、市町村教育委員会への指導・支援が必要だが十分ではない。
山形県	中高連携において、個別の教育支援計画等の情報引継ぎがまだ不十分である。 中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継ぎについては、本人・保護者の入試に係る心配感や新たな人的環境でのリセット希望などから引継ぎを拒む場合も見られ、本人・保護者に対する周知・啓発が課題である。

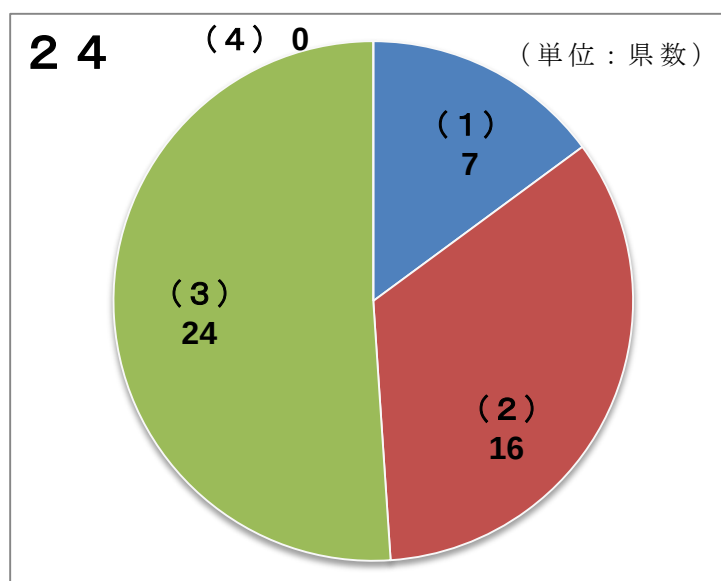
福島県	連絡会議を活用し、義務教育所管課、高等学校教育所管課、特別支援教育所管課の連携を深化させることが課題である。
群馬県	校種間連携に当たっては、小・中学校、高等学校での受入れ理解が不足しており、課題となっている。この課題を解決するため本県では、今年度新規に教員相互の連携の強化を目的とした異校種間で実施する授業研究会を企画するなどして、学習上又は生活上に困難のある子供への対応や指導方法について学ぶ機会の拡充に取り組んでいる。
千葉県	個別の支援計画と個別の指導計画の適切な引継ぎと、有効活用。交流及び共同学習、特に居住地校交流の実施に当たっては、市町村教育委員会の特別支援教育に関する理解・啓発を深める必要がある。
神奈川県	中学校から高等学校への進学に当たり、共有する情報の観点が明確ではないため、支援の継続性が確保できないという課題がある。
富山県	生徒に関する情報が伝わらないため、校種間連携が進まない。個別の教育支援計画の作成活用等、校種間連携においては、特別支援教育に関する専門家による指導助言が有効であることから、人材配置に係る財政支援が必要である。
静岡県	中学校と高等学校の設置者が異なるため、文書情報等の共有が円満に行われない場合がある。個別の教育支援計画を作成、さらに、引継ぎ資料として活用するに当たり、保護者の同意を得ることが困難な場合がある。
石川県	中学校と高等学校との連携において課題がある。合格発表後に高等学校から中学校を訪問し情報収集を積極的に行っているが、特別支援教育対象生徒の情報を得ることが難しい状況にある。理由として、保護者の希望により個別の教育支援計画の引継ぎが行われなかったり、通常学級に在籍する診断のない生徒の情報が途絶えたりする現状が見られる。
福井県	進学先へ支援を引き継ぐ際に、保護者の理解を得られず、必要な支援を引き継げない場合があることが課題となっている。
愛知県	高等学校における通級による指導の制度化に向け、特に、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎが重要であり課題である。
京都府	設置者が異なる場合において、個別の教育支援計画等の個人情報の収集・提供の手法について統一化ができておらず、円滑な情報連携が課題である。
大阪府	各学校段階の移行期において、保護者の同意を得ながら確実に支援情報を引き継ぐこと。
兵庫県	中学校から高等学校への支援の引継ぎが十分でない場合があり、高等学校へ進学した生徒が学校生活において困難を示す場合がある。
和歌山県	中学校から高等学校への個別の教育支援計画の扱いを含めた支援の引継ぎ（時期、方法等）。
島根県	自閉症・情緒障がい学級の生徒の進学での課題がある。特別支援学校高等部で一部受け入れているが、位置づけに難しさがある。
岡山県	課題として、保護者の同意が得られない場合の個別の教育支援計画の引継ぎの取扱いがある。

広島県	特別支援学校では、引継ぎに個別の指導計画等を活用することが前提となっており、学校間の連携が出来ているが、特別支援学校以外での校種間連携については、個別の指導計画等の作成、活用が十分とはいえない。通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒について、保護者の同意が得られない場合の対応が課題であると考え。国から明確な方向性が示されると、校種間連携の推進が促進されることが考えられる。
愛媛県	特別な支援を必要とする子供の進級や進学にあたっての個別の教育支援計画等の引継ぎ、特に中学校から高等学校への円滑な引継ぎが課題となっている。
高知県	市町村教育委員会が中心となり、校種間で情報交換や引継ぎが確実に出来るよう所管する中学校区単位での特別支援コーディネーターの協議会等市町村の推進体制を確立していく必要がある。 校種間の連携、インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の提供において、特別支援教育コーディネーターは公務の中核を担う存在であり、その重要性を踏まえ各学校に計画的に育成・配置されていくことが必要であることから、特別支援教育コーディネーターの基礎定数化を図り、特別支援教育に必要な定数を確保する必要がある。
福岡県	個別の教育支援計画等の引継ぎに際し、保護者の同意が得られない（保護者が支援の必要性を認めない）場合の対応をどのようにするか。
佐賀県	中学校における支援内容等の引継ぎについて、個別の教育支援計画の引継ぎを含め、高等学校進学の際に十分行われていない現状がある。
宮崎県	設置者が異なる校種へのつなぎ（幼稚園・保育所・認定こども園から小学校、中学校から高等学校）に関して、お互い支援をつなぎたいという思いはあるようだが、保護者への了解や意識の違いなど課題がある。 今後、特別支援学級等での個別の教育支援計画の作成の義務化に当たり、作成と共に活用する観点でつなぐことを制度化していただきたい。
鹿児島県	校種間が更に充実するよう、様々な事業を展開していただきたい。

V 生徒指導について

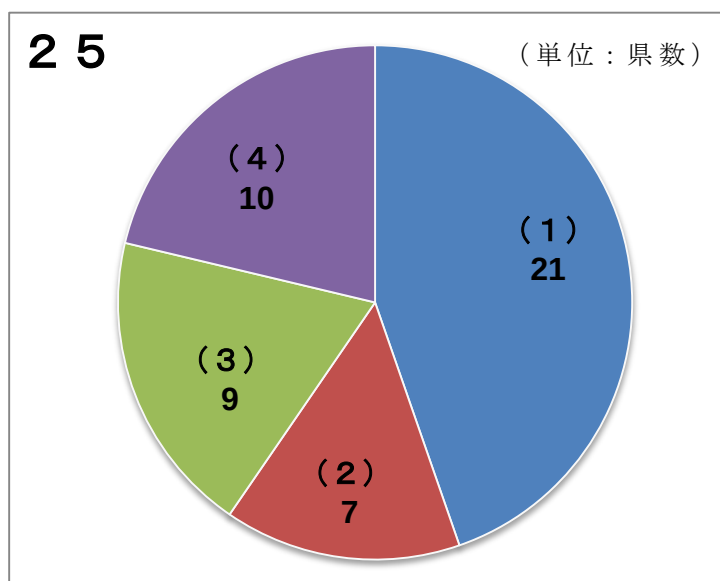
2 4 貴教育委員会では、生徒指導事務はどのような形態で所管していますか。

- (1) 生徒指導を所管する課があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
- (2) 課内に生徒指導を所管する班等があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
- (3) 義務教育所管課と高等学校教育所管課があり、それぞれに生徒指導担当職員が配置されている
- (4) その他



2 5 貴教育委員会が主催する生徒指導に関した、校種間連携を推進する事業（研修を除く、予算措置があるもの）はありますか。

- (1) 校種間連携を推進する事業がある
- (2) 今はないが、検討中である
- (3) 今はないし、今後も行う予定はない
- (4) 対応していない

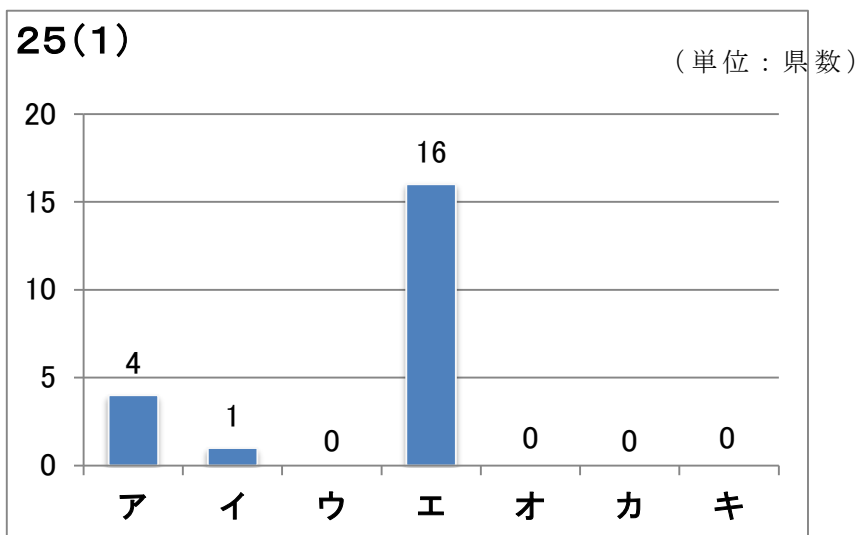


【 2 5 (3) に関する主な意見】

- ・「児童生徒理解・教育支援シート」等を活用により、課題を抱える児童生徒の正確な情報伝達が必要である。
- ・必要な情報の引継が十分ではない。

2 5 (1) に関して、どのような校種間で行っているか。

- ア 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- イ 小学校・中学校・高等学校
- ウ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
- エ 小学校・中学校
- オ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
- カ 中学校・高等学校
- キ その他



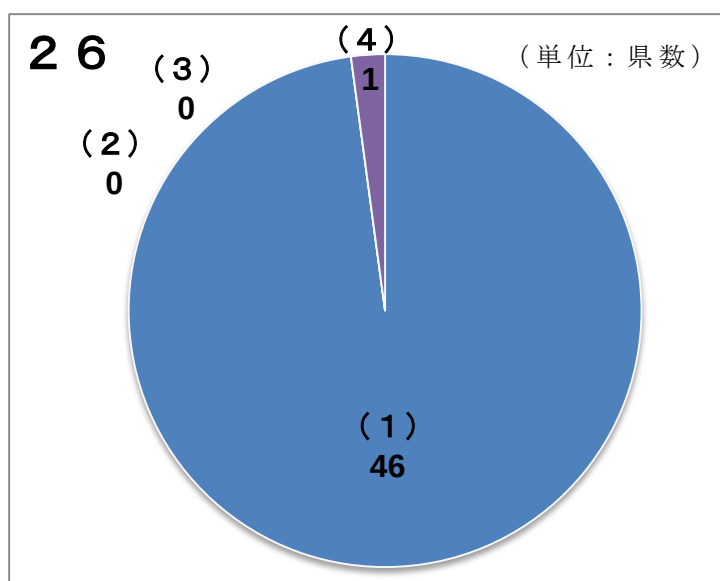
【(1) 具体的な事業名や予算額】

都道府県	記述内容
北海道	事業名：中1ギャップ問題未然防止事業 予算額：2,493千円
山形県	事業名：魅力ある学校づくり調査研究事業 予算額：983千円
群馬県	事業名：いじめ問題対策事業 予算額：1,990千円
埼玉県	事業名：生徒指導研究推進モデル校 予算額：109校に配置
神奈川県	事業名：①スクールカウンセラー活用事業 ②スクールソーシャルワーカー活用事業 ③スクールソーシャルワーカー巡回相談等強化事業 ④地域生徒代表総会事業 予算額：①244,003千円、②24,514千円、③13,330千円、④100千円
富山県	事業名：小中連携スクールカウンセラー配置事業 予算額：29,992千円（国1／3補助）
愛知県	事業名：①学校地域連携教育推進事業費 ②地域協働生徒指導推進事業費 予算額：①1,024千円、②601千円
三重県	事業名：魅力ある学校づくり調査研究事業 予算額：897千円
滋賀県	事業名：スクールカウンセラー等活用事業 予算額：131,104千円
京都府	事業名：京都式「学力向上教育サポーター」事業 予算額：143,742千円
大阪府	事業名：小中学校生徒指導体制推進事業 予算額：365,447千円
奈良県	事業名：中学校高等学校生徒指導連絡協議会、奈良県児童生徒交流会、 小・中・高等学校生未来を考える集会 予算額：26千円
和歌山県	事業名：不登校等総合対策事業 予算額：315,486千円

鳥取県	事業名：①安心・安全な学級づくりプロジェクト事業 ②不登校対策事業 ③スクールソーシャルワーカー活用事業 予算額：①645千円、②22,938千円、③45,479千円
広島県	事業名：生徒指導総合対策事業 予算額：21,532千円
山口県	事業名：いじめ不登校等対策強化事業 予算額：196,303千円
高知県	事業名：高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 予算額：8,473千円
福岡県	事業名：チーム学校推進事業 予算額：7,841千円
熊本県	事業名：子どもたちによるいじめ防止推進事業 予算額：2,429千円
大分県	事業名：地域不登校防止推進教員配置事業 予算額：176,503千円
沖縄県	事業名：小中学校いきいき支援事業 予算額：81,400千円

2 6 貴教育委員会が主催する生徒指導に関した、他校種の教員が参加する研修がありますか。

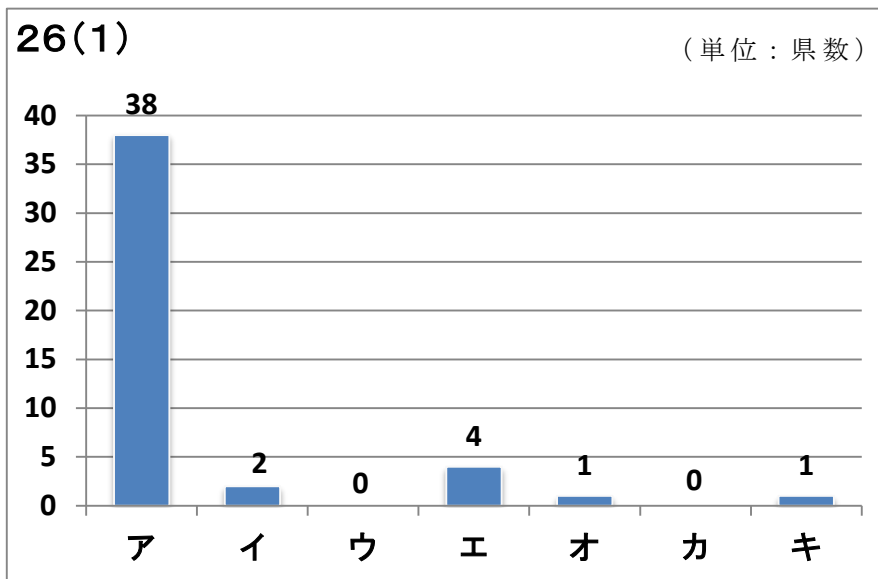
- (1) 他校種の教員が参加する研修がある
- (2) 今はないが、検討中である
- (3) 今はないし、今後行う予定はない
- (4) 対応していない



2 6 (1) に関して、どのような校種間で行っているか。

ア 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）

- イ 小学校・中学校・高等学校
 ウ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
 エ 小学校・中学校
 オ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
 カ 中学校・高等学校
 キ その他



【(1) キ その他】

都道府県	記述内容
新潟県	幼、保、小、中、高、特別支援学校

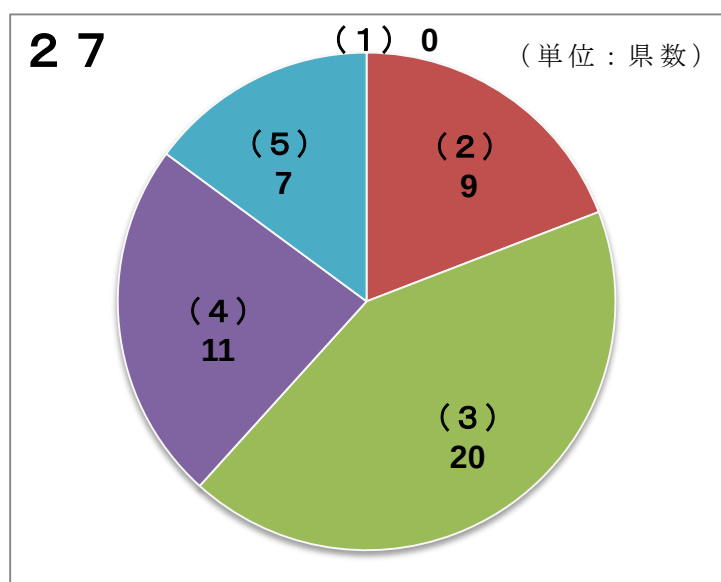
27 貴教育委員会において、児童が中学校へ進学する場合、生徒指導に関する児童の情報を、どのように中学校へ伝えるように指導していますか。

- (1) 全ての小学校が、指導要録の写し又は抄本を送付するだけで伝える
- (2) 小学校が指導要録の写し又は抄本の送付とともに、必ず、小学校の教諭が中学校を直接、又は中学校の教諭が小学校を直接訪問して情報交換を行う
- (3) 小学校が指導要録の写し又は抄本の送付とともに、必要に応じ

て、小学校の教諭が中学校を直接、又は中学校の教諭が小学校を直接訪問して情報交換を行う

(4) 指導していない

(5) その他



【(5) その他】

都道府県	記述内容
神奈川県	市町村教育委員会を通して、各小・中学校に、小学校と中学校における情報交換の必要性を伝えることで対応している。
大阪府	生徒指導に有効な情報が漏れなく伝わるように情報の引継ぎの方法を工夫するよう市町村教育委員会に助言している。
和歌山県	すべての小中学校で取り組んでいる「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を活用するよう指示している。
岡山県	市町村単位の小中連携会等において、既に連携が実施されている。
広島県	小中連携の充実を図るよう生徒指導関係の研修等で指導を行っているが、情報交換の内容及び方法の具体について示してはいない。
高知県	引き継ぎシート等を利用して、情報交換を行うことを推奨している。
佐賀県	県内ほとんどの小・中学校において、学年末に小学校6学年の担当者から中学校担当者へ直接情報提供を行っている。県教育委員会としては、中学校入学後の5～6月に中学校入学後の様子を踏まえて再度情報交換をすることを助言している。

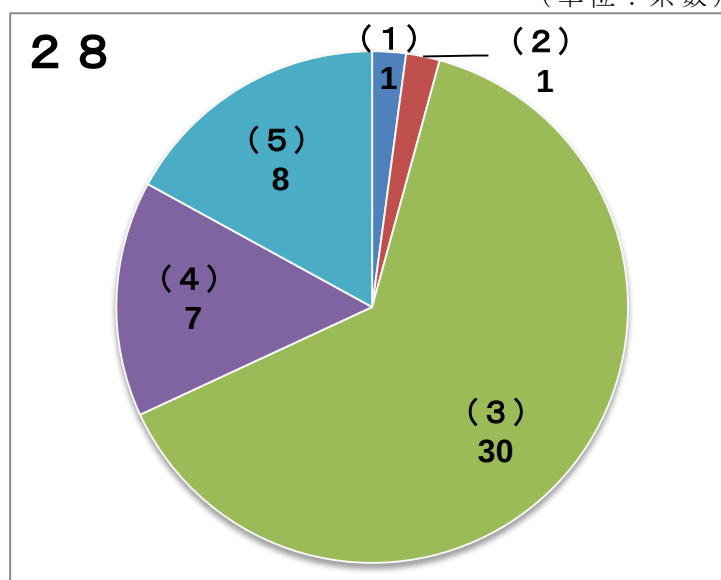
28 貴教育委員会において、中学校又は義務教育学校（以下中学校等）の生徒が高等学校へ進学する場合、生徒指導に関する情報を、どのように高等学校へ伝えるように指導していますか。

(1) 全ての中学校等が、指導要録の写し又は抄本を送付するだけで

伝える

- (2) 中学校等が指導要録の写し又は抄本の送付とともに、必ず、中学校等の教諭が高等学校を直接、又は高等学校の教諭が中学校等を直接訪問して情報交換を行う
- (3) 中学校等が指導要録の写し又は抄本の送付とともに、必要に応じて、中学校等の教諭が高等学校を直接、又は高等学校の教諭が中学校等を直接訪問して情報交換を行う
- (4) 指導していない
- (5) その他

(単位：県数)



【(5) その他】

都道府県	記述内容
東京都	チャレンジスクールにおいては、中学校の生徒指導要録等に基づき、生徒の状況を聞き取る取組を行うよう指導している。 不登校歴のある生徒については、全ての中学校等が、指導要録の写し又は抄本を送付するよう指導している。
神奈川県	市町村教育委員会を通して、各中学校に、中学校と高等学校における情報交換の必要性を伝えることで対応している。
富山県	中学校等が指導要録の写し又は抄本の送付とともに、地区ごとに、高等学校と中学校等の教諭が集まり情報交換を行う。
和歌山県	必要に応じて、中学校等の教諭が高等学校を直接、又は高等学校の教諭が中学校等を直接訪問して情報交換を行う。
島根県	中学校等が指導要録の写し又は抄本の送付とともに、必ず、中学校等の教諭が高等学校に対して電話または訪問して、直接、必要な情報について連絡を行う。また、各中学校は各市町村教育委員会を通じて県教育委員会に連絡状況を報告する。
広島県	中高連携の充実を図るよう生徒指導関係の研修等で指導を行っている

	が、情報交換の内容及び方法の具体について示してはいない。
香川県	県下の全ての中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校が集まる「中・高生徒指導連絡協議会」において、担当者が直接面談して情報交換を行っている。
佐賀県	配慮を要する生徒がいた場合は、中学校校長から高等学校校長へ情報提供を行うよう依頼している。

29 貴都道府県において、生徒指導に関し、校種間連携を推進するにあたり、課題があれば、お書きください。また、校種間連携を推進するにあたり、もし国への要望があれば、お書きください。

都道府県	記述内容
北海道	校種間の生徒指導に関する情報の伝達に関して、小学校から中学校へは、比較的詳細に行われているが、中学校から高等学校へは、非行歴等を含め全て引き継ぐかどうか、学校によって判断が分かれ、詳細な引継ぎが行われないケースもある。
岩手県	生徒指導に係る情報は、児童生徒のプライバシーに関わる部分があるため、個人情報の適切な取扱いについて課題があると考えている。
宮城県	中高間の連携を推進する事業として、予算化はしていないが、年1回、7月から8月にかけて、「宮城県中学校・高等学校生徒指導連絡協議会」を県内5地区で開催しており、中学校、高等学校、特別支援学校の生徒指導担当者が地区ごとに集まり、中高間における生徒指導上の課題や生徒に係る情報交換を行っている。大変有意義な会議であるが、情報交換の内容を考慮すると、引継ぎ時期の3月に実施することを検討するとともに、入試前の中学校からの情報提供が課題となっている。
福島県	中学1年生の不登校児童生徒数は、小学6年の約3倍となっており、生徒指導のみならず、学習指導においても、きめ細かな個に応じた支援が必要。 義務教育所管課、高等学校教育所管課で持っている、いじめ、教育相談、道德教育等に関する事業を通じて、校種間の連携を一層促進する必要がある。
茨城県	いじめ対応研修における内容の改善や周知の徹底等、研修のより一層の充実を図っていく必要がある。
埼玉県	校種間連携を推進するにあたって、指導要録には記載できない個人情報について、どのような形で有効なやり取りができるかが課題になっている。（児童生徒の成育歴、補導・逮捕歴・家族に関すること等）
千葉県	問題行動が起こった時に当該児童生徒について情報を確認するなど、未然防止のために必要な情報が伝わっていないケースが見られる。
神奈川県	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの勤務日が週1回程度であるため、校種間連携を行うには難しい状況がある。より効果的な校種間連携を行うためには、勤務日の増加や増員が必要である。そこで、国には、スクールカウンセラー活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業等の国庫補助率の引き上げ等を要望する。
静岡県	生徒指導に関して、財政的支援を希望する。
三重県	他校種間連携を推進するためには、他校種の教職員が、一同に集まるための旅費を保障することが課題である。

滋賀県	個人情報の適切な取扱い。
京都府	法に定める以外の個人情報の取扱いが課題である。
大阪府	必要に応じて、児童生徒の課題に応じた校種間連携は実施されいてるが、地域差や校種間の差があり、定期的に交流の機会を持つことが難しい面もある。特に中高連携は、教職員にその必要性の意識を高めてもらうことが課題である。
兵庫県	本県では昨年度「いじめ防止基本方針」を改定し、「校種間や学校間の連携協力」を示しているが、現状においては、①発達障害等の特別な配慮を要する生徒の情報が十分に引き継がれていない、②生徒の情報交換をする機会（情報交換会など）が十分に確保できていないなどの課題がある。
和歌山県	校種間連携を推進すべく人材等の加配措置の拡充を要望する。
鳥取県	スクールソーシャルワーカーの人材が不足していること（社会福祉士を養成すること。市町村や県の負担を減らすこと）。 「支援をしていた」「欠席が多かった」などの情報を引き継いで次の学年で支援がうまくいったような場合に、2年後・3年後に引継ぎ内容が届かず、再度不適応を起こしてしまうような場合がある。
岡山県	生徒の課題となる点を中学校から高等学校に詳細に説明するに当たって、次の3点を中学校側が懸念している。 (1)事前情報が先入観につながり、当該生徒の進学後の学校生活に悪影響を及ぼすこと。 (2)次年度以降の自校生徒の進学の際に悪影響を及ぼすこと。 (3)当該生徒のプライバシー等にあたる情報の高等学校での管理体制。
佐賀県	不登校や問題行動等の生徒指導に関する課題を抱える児童生徒の情報について、「児童生徒理解・教育支援シート」等を活用して、正確な情報伝達が必要である。
長崎県	進学先の学校に必要な情報が確実に引き継がれないケースも発生しており、校種間の連携体制の更なる強化が課題となっている。

分析及び今後の課題について

< 分析 >

今年度の第1部会の研究テーマである「校種間の連携」に関し、本報告書の冒頭「はじめに」に示したとおり、各都道府県の現状及び取組事例の把握、並びに課題の分析を目的とした。

教育大綱、教育振興基本計画、総合計画において、「英語教育」、「キャリア教育」、「特別支援教育」、「生徒指導」に関し、校種間連携を推進するための方針や目標は、「英語教育」63.8%、「キャリア教育」74.5%、「特別支援教育」78.7%、「生徒指導」57.4%の県で制定されており、80%近くの県で校種間連携に関する目標が定められている状況である（質問番号1、2、3、4）。

人事異動による教員の交流は、兼務発令を含めると全ての県において行われ、78.7%の県が特別支援学校を含めた小・中・高等学校間で行われている（質問番号5）。

校種間連携する事業も多くの県で実施されている。「英語教育」に関する事業は、59.6%の県で小・中・高等学校が連携する事業を、特別支援学校との連携を含めると68.1%の県で実施されており、実施していない県は12.8%という状況である（質問番号7）。「キャリア教育」に関しては、様々な校種間連携による事業が実施されている（質問番号13）。また、「特別支援教育」に関して、校種間連携の事業が行われているのは59.6%の県であり、都道府県により対応に差が見られる（質問番号18）。さらに、「生徒指導」に関しては、小・中学校間連携の事業があるのは34.0%の県で、同じ学校設置者間による事業が多くなっている（質問番号25）。

研修に関しても、校種間連携によるものが多く実施されている。「英語教育」に関する研修は、97.9%の県で実施され、そのうち80.9%の県が小・中・高等学校教員が参加できる研修である（質問番号8）。「キャリア教育」に関する研修は、42.6%の県で小・中・高等学校・特別

支援学校の教員が参加できる研修である（質問番号１４）。また、「特別支援教育」では７８．７％、「生徒指導」では８０．９％の県で、小・中・高等学校・特別支援学校の教員が参加できる研修である（質問番号１９、２６）。

教育大綱、教育振興基本計画、総合計画における校種間連携を推進するための方針や目標設定と、事業や研修の実施状況の関係について、「英語教育」、「キャリア教育」、「特別支援教育」、「生徒指導」すべてに校種間連携を定めている（質問番号１、２、３、４全て１と回答）県は３８．３％ある。その他の県においても、一部の項目で定め、また、今後定めるとしている県が、「英語教育」７２．３％、「キャリア教育」７６．６％、「特別支援教育」８５．１％、「生徒指導」６１．７％であり、ほぼ校種間連携を施策の方針としている状況である。そして、全ての都道府県が事業及び研修を通して校種間連携が図られており（質問番号７、８、１３、１４、１８、１９、２５、２６）、方針や目標の設定に基づいて施策が実施されている。

また、校種間連携に関わる事業及び研修を実施する都道府県教育委員会事務局の組織は、義務教育を所管する課と高等学校を所管する課を設置し、担当職員が配置されているのは、「英語教育」６６．０％、「キャリア教育」６８．１％、「生徒指導」５１．１％の県である。また、「特別支援教育」では、７０．２％の県で単独の課を設置し、担当職員が配置されている状況である（質問番号６、１２、１７、２４）。

<政策課題>

校種間連携を推進する上での課題は、次のとおりである。

「英語教育」（質問番号１１）について、研修の充実、研修増の困難、中高連携の困難、研究成果の普及・事例の提供、国庫事業の継続、研究開発費・人材への予算確保、教員の加配、小学校英語の教科化に伴い中学校教員が小学校で指導できるようにするための人的配置に対する課題がある。特に、設置者が異なる中学校と高等学校の連携及び事業等への

予算措置と連携を図るための教員の加配が多い。

「キャリア教育」(質問番号16)について、キャリア・パスポート(仮称)を活用した校種間連携に関したものが多い。また、中学校と高等学校間の連携、研修の充実、財政的な支援等の課題もある。

「特別支援教育」(質問番号23)について、個別の教育支援計画の引継ぎに関した中学校と高等学校間の連携に課題がある。また、引継ぎに保護者の同意が得られない場合があることや、特別支援コーディネーターや特別支援教育の専門家配置等人材確保に関した課題がある。

「生徒指導」(質問番号29)について、学校設置者の異なる中学校・高等学校間の生徒指導上の情報交換に関する連携や指導要録に記載しない詳細な情報交換の方法についての課題が多い。

しかし、進学先の学校に必要な不登校や問題行動等の生徒指導に関する課題を抱える児童生徒の情報が確実に引き継がれないケースも発生しており、「児童生徒理解・教育支援シート」等を活用して、正確な情報伝達ができるような校種間の連携体制の更なる強化が課題となっている。

また、質問番号25において、校種間連携を推進する予算措置をとまなう事業について、「対応していない」と回答した県が21.3%と4つの分野の中で最も高い割合となっている。該当する県の中には、生徒指導に関する校種間連携を推進する事業はあるが予算措置がなかったり、知事部局の予算を活用したりしているため、「対応していない」と回答している県が存在する可能性がある。

「英語教育」、「キャリア教育」、「特別支援教育」、「生徒指導」に関する校種間連携の共通した課題として、市町村が設置する中学校と都道府県が設置する高等学校間の連携に課題がある(質問番号11、16、23、29)。これらの改題を解決する方策として、都道府県教育委員会事務局内の所管課の連携とともに、中学校と高等学校が積極的に連携を行うような施策、例として、CAN-DOリスト、キャリア・パスポート(仮称)、個別の教育支援計画、児童生徒理解・教育支援シート等を校種間で連携して活用することが重要である。

アンケート結果による政策課題及び国への要望については以下のこと

が挙げられる。

英語教育について、質問番号 10 より、各都道府県が作成している「英語教育改善プラン」の「学習到達目標（CAN－DO）」を、44.7%の県で中学校と高等学校で連携し、実施している。学校設置者及び多様な高等学校が存在する中、今後、このような連携が必要と思われる。

このことは、質問番号 11 にあるように、校種間連携を推進するための国への要望として、校種間連携の更なる推進のため、「外部機関と連携した英語指導力向上事業」や「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」などの国庫事業への継続及び校種間連携した研修体系の確立のために英語教育推進リーダー育成のための中央研修の拡大がある。一方で、課題として、小・中学校ともに校種間連携の必要は感じてはいるものの、日程、時間の面でこれ以上研修を増やすのは難しい面もある。

キャリア教育について、質問番号 16 より、校種間連携を推進するための国への要望として、特別支援教育における就労支援コーディネーターのニーズは非常に高いが、国の補助金があっても財政負担が大きく、複数名の配置が困難で、委託事業の復活等、予算の拡充の要望がある。

また、校種間連携を円滑に推進する及びキャリア発達を促す上で有効であり、国において検討されている「キャリア・パスポート（仮称）」の概要について、その導入時期も含めて早急な提示を求める要望が多い。

特別支援教育について、質問番号 19 より、特別支援教育に関した他校種の教員が参加する研修について、19.1%の県がその他と回答している。記述内容として、幼稚園、保育所、認定こども園と小・中・高等学校の教員等の参加可能な研修としている。今後、小・中・高等学校の連携とともに、このような研修を実施することが重要となる。

質問番号 23 より、校種間連携を推進するための国への要望として、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校等への支援体制の整備を図るための「特別支援教育総合推進事業」の継続・拡充が必要である。また、個別の教育支援計画の作成活用等、校種間連携における専門家の配置、特別支援教育コーディネーターの計画的な育成・配置のための基礎定数化を図る必要がある。さらに、通常の学級における特別な支

援を必要とする児童生徒について、保護者の同意が得られない場合の対応が課題であり、国から明確な方向性が示されることにより、校種間連携の推進が促進されると考える。

生徒指導について、質問番号 29 より、校種間連携を推進するための国への要望として、より効果的な校種間連携を行うためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの勤務日の増加や増員など配置の充実が必要である。国には、スクールカウンセラー活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業等の国庫補助率の引き上げ等を要望する。また、不登校や問題行動等の生徒指導に関する課題を抱える児童生徒の情報の正確な情報伝達が必要であり、「児童生徒理解・教育支援シート」等の活用が考えられる。

全国都道府県教育長協議会第1部会構成員名簿

北海道教育委員会教育長	柴 田 達 夫
岩手県教育委員会教育長	高 橋 嘉 行
茨城県教育委員会教育長	小野寺 俊 (～H29.10.31)
	柴 原 宏 一 (H29.11.1～)
群馬県教育委員会教育長	笠 原 寛
埼玉県教育委員会教育長(主査)	小 松 弥 生
石川県教育委員会教育長	田 中 新太郎
岐阜県教育委員会教育長	松 川 禮 子
兵庫県教育委員会教育長	高 井 芳 朗
和歌山県教育委員会教育長(副主査)	宮 下 和 己
山口県教育委員会教育長	浅 原 司
徳島県教育委員会教育長	美 馬 持 仁
大分県教育委員会教育長	工 藤 利 明
沖縄県教育委員会教育長	平 敷 昭 人

調査票

全国都道府県教育長協議会第1部会 平成29年度調査研究

「校種間の連携について」

＜ アンケートの趣旨 ＞

小学校及び中学校新学習指導要領改訂に伴い、校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）間連携が重要になります。特に、校種間の連携が従前より一層重視する必要性が高くなると考えられる「英語教育」「キャリア教育」「特別支援教育」「生徒指導」に関し、都道府県の現状や取組等について、把握し考察することで、今後の各都道府県における施策・事業の検討等のために行うものです。

- 【 記入上の注意 】
- ① 集計の都合上、行・列の挿入・削除は行わないでください。
（幅変更・非表示設定は差し支えありません。）
 - ② 「集計表」のシートは入力不要です。

〔 回答者 〕（都道府県番号は、都道府県名入力後に自動入力されます。）

都 道 府 県 番 号	
都 道 府 県 名	
と り ま と め 担 当 課	
担 当 者 職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

I 全般について

- 1 貴教育委員会では、都道府県の大綱、教育振興基本計画、総合計画(教育分野)等において、「英語教育」に関し、校種間連携を推進するための方針や目標を定めていますか。

(1)	☐	定めている
(2)	☐	定めていないが、今後策定予定
(3)	☐	定めていないし、今後策定予定なし
(4)	☐	その他（自由記述）

- 2 貴教育委員会では、都道府県の大綱、教育振興基本計画、総合計画(教育分野)等において、「キャリア教育」に関し、校種間連携を推進するための方針や目標を定めていますか。

(1)	☐	定めている
(2)	☐	定めていないが、今後策定予定
(3)	☐	定めていないし、今後策定予定なし
(4)	☐	その他（自由記述）

- 3 貴教育委員会では、都道府県の大綱、教育振興基本計画、総合計画(教育分野)等において、「特別支援教育」に関し、校種間連携を推進するための方針や目標を定めていますか。

(1)	☐	定めている
(2)	☐	定めていないが、今後策定予定
(3)	☐	定めていないし、今後策定予定なし
(4)	☐	その他（自由記述）

- 4 貴教育委員会では、都道府県の大綱、教育振興基本計画、総合計画(教育分野)等において、「生徒指導」に関し、校種間連携を推進するための方針や目標を定めていますか。

(1)	☐	定めている
(2)	☐	定めていないが、今後策定予定
(3)	☐	定めていないし、今後策定予定なし
(4)	☐	その他（自由記述）

- 5 貴教育委員会では、定期人事異動において、教員の校種間異動を行っていますか。（事業等による一般的でない異動を除きます。）

(1)	☐	行っている（該当するものに○をつけてください）
	ア	☐ 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
	イ	☐ 小学校・中学校・高等学校
	ウ	☐ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
	エ	☐ 小学校・中学校
	オ	☐ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
	カ	☐ 中学校・高等学校
	キ	☐ その他（自由記述）
(2)	☐	行っていないが、兼務を発令している（該当するものに○をつけてください）
	ア	☐ 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
	イ	☐ 小学校・中学校・高等学校
	ウ	☐ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
	エ	☐ 小学校・中学校
	オ	☐ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
	カ	☐ 中学校・高等学校
	キ	☐ その他（自由記述）
(3)	☐	行っていないが、検討中である
(4)	☐	行っていないし、今後行う予定はない

Ⅱ 英語教育について

- 6 貴教育委員会では、英語教育事務はどのような形態で所管していますか。

(1)	☐	英語教育を所管する課があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
(2)	☐	課内に英語教育を所管する班等があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
(3)	☐	義務教育所管課と高等学校教育所管課があり、それぞれに英語教育担当職員が配置されている
(4)	☐	その他（自由記述）

- 7 貴教育委員会が主催する英語教育に関した、校種間連携を推進する事業（研修を除く、予算措置があるもの）はありますか。

(1)	☐	ある（該当校種に○をつけてください）
ア	☐	小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
イ	☐	小学校・中学校・高等学校
ウ	☐	小学校・中学校（特別支援学校を含む）
エ	☐	小学校・中学校
オ	☐	中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
カ	☐	中学校・高等学校
キ	☐	その他（自由記述）
具体的な事業名や予算額をお書きください。		
		事業名
		予算額
(2)	☐	今はないが、検討中である
(3)	☐	今はないし、今後行う予定はない
(4)	☐	対応していない

- 8 貴教育委員会が主催する英語教育に関した、他校種の教員が参加する研修がありますか。

(1)	☐	ある（該当校種に○をつけてください）
ア	☐	小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
イ	☐	小学校・中学校・高等学校
ウ	☐	小学校・中学校（特別支援学校を含む）
エ	☐	小学校・中学校
オ	☐	中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
カ	☐	中学校・高等学校
キ	☐	その他（自由記述）
(2)	☐	今はないが、検討中である
(3)	☐	今はないし、今後行う予定はない
(4)	☐	対応していない

- 9 貴教育委員会において、小学校と中学校の英語教育連携カリキュラムづくりの推進と市町村教育委員会への指導はどのようにしていますか。

(1)	☐	推進しているので、市町村教育委員会を指導している
(2)	☐	推進しているが、市町村教育委員会に任せている
(3)	☐	推進しているが、具体的な取組は行っていない
(4)	☐	特に推進していない

- 10 貴教育委員会において、各都道府県が作成している「英語教育改善プラン」の「学習到達目標（CAN-DO）」を、中学校と高等学校で連携し、実施していますか。

(1)	☐	実施している
(2)	☐	まだ実施していないが、検討中である
(3)	☐	実施していないし、今後行う予定はない
(4)	☐	対応していない

- 11 貴都道府県において、英語教育に関し、校種間連携を推進するにあたり、課題があれば、お書きください。また、校種間連携を推進するにあたり、もし国への要望があれば、お書きください。

--

Ⅲ キャリア教育について

- 12 貴教育委員会では、キャリア教育事務はどのような形態で所管していますか。

(1)	☐	キャリア教育を所管する課があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
(2)	☐	課内にキャリア教育を所管する班等があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
(3)	☐	義務教育所管課と高等学校教育所管課があり、それぞれにキャリア教育担当職員が配置されている
(4)	☐	その他（自由記述）

- 13 貴教育委員会が主催するキャリア教育に関した、校種間連携を推進する事業（研修を除く、予算措置があるもの）はありますか。

(1)	☐	ある（該当校種に○をつけてください）
ア	☐	小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
イ	☐	小学校・中学校・高等学校
ウ	☐	小学校・中学校（特別支援学校を含む）
エ	☐	小学校・中学校
オ	☐	中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
カ	☐	中学校・高等学校
キ	☐	その他（自由記述）
		具体的な事業名や予算額をお書きください。
		事業名
		予算額
(2)	☐	今はないが、検討中である
(3)	☐	今はないし、今後行う予定はない
(4)	☐	対応していない

14 貴教育委員会が主催するキャリア教育に関した、他校種の教員が参加する研修がありますか。

(1)	☐	ある（該当校種に○をつけてください）
	ア	☐ 小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
	イ	☐ 小学校・中学校・高等学校
	ウ	☐ 小学校・中学校（特別支援学校を含む）
	エ	☐ 小学校・中学校
	オ	☐ 中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
	カ	☐ 中学校・高等学校
	キ	☐ その他（自由記述）
(2)	☐	今はないが、検討中である
(3)	☐	今はないし、今後行う予定はない
(4)	☐	対応していない

15 貴教育委員会における、小学校と中学校のキャリア教育連携カリキュラムづくりの推進と市町村教育委員会への指導等はどのようにしていますか。

(1)	☐	推進しているので、市町村教育委員会を指導している
(2)	☐	推進しているが、市町村教育委員会に任せている
(3)	☐	推進しているが、具体的な取組は行っていない
(4)	☐	特に推進していない

16 貴都道府県において、キャリア教育に関し、校種間連携を推進するにあたり、課題があれば、お書きください。また、校種間連携を推進するにあたり、もし国への要望があれば、お書きください。

--	--

IV 特別支援教育について

17 貴教育委員会では、特別支援教育事務はどのような形態で所管していますか。

(1)	☐	特別支援教育を所管する課があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
(2)	☐	課内に特別支援教育を所管する班等があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
(3)	☐	義務教育所管課と高等学校教育所管課があり、それぞれに特別支援教育担当職員が配置されている
(4)	☐	その他（自由記述）

- 18 貴教育委員会が主催する特別支援教育に関した、校種間連携を推進する事業（研修を除く、予算措置があるもの）はありますか。

(1)	ある（該当校種に○をつけてください）	
ア	☐	小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
イ	☐	小学校・中学校・高等学校
ウ	☐	小学校・中学校（特別支援学校を含む）
エ	☐	小学校・中学校
オ	☐	中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
カ	☐	中学校・高等学校
キ	☐	その他（自由記述）
具体的な事業名や予算額をお書きください。		
	事業名	
	予算額	
(2)	今はないが、検討中である	
(3)	今はないし、今後行う予定はない	
(4)	対応していない	

- 19 貴教育委員会が主催する特別支援教育に関した、他校種の教員が参加する研修がありますか。

(1)	ある（該当校種に○をつけてください）	
ア	☐	小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
イ	☐	小学校・中学校・高等学校
ウ	☐	小学校・中学校（特別支援学校を含む）
エ	☐	小学校・中学校
オ	☐	中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
カ	☐	中学校・高等学校
キ	☐	その他（自由記述）
(2)	今はないが、検討中である	
(3)	今はないし、今後行う予定はない	
(4)	対応していない	

- 20 貴教育委員会において、支援を必要としている児童が、中学校又は特別支援学校（中学部）へ進学する場合、個別の教育支援計画の扱いについてどのような対応をしていますか。

(1)	市町村教育委員会又は特別支援学校への指導とともに、保護者を介して個別の教育支援計画を引き継ぐように協力依頼を行っている
(2)	個別の教育支援計画を中学校又は特別支援学校（中学部）に引き継ぐように、市町村教育委員会及び特別支援学校を指導している
(3)	個別の教育支援計画を中学校又は特別支援学校（中学部）に引き継ぐように、市町村教育委員会を指導している
(4)	個別の教育支援計画を中学校又は特別支援学校（中学部）に引き継ぐように、特別支援学校を指導している
(5)	市町村教育委員会又は特別支援学校への指導はしないが、保護者を介して個別の教育支援計画を引き継ぐように協力依頼を行っている
(6)	指導及び協力依頼をしていない

- 21 貴教育委員会において、中学校、義務教育学校及び特別支援学校(中学部)の生徒が、特別支援学校(高等部)又は高等学校(以下特別支援学校等)へ進学する場合、進学先に対する個別の教育支援計画の扱いについてどのような対応をしていますか。

(1)	市町村教育委員会又は特別支援学校等への指導とともに、保護者を介して個別の教育支援計画を引き継ぐように協力依頼を行っている
(2)	個別の教育支援計画を特別支援学校等に引き継ぐように、市町村教育委員会及び特別支援学校等を指導している
(3)	個別の教育支援計画を引き継ぐように、特別支援学校等を指導している
(4)	個別の教育支援計画を特別支援学校等に引き継ぐように、市町村教育委員会を指導している
(5)	市町村教育委員会又は特別支援学校への指導はしないが、保護者を介して個別の教育支援計画を引き継ぐように協力依頼を行っている
(6)	指導及び協力依頼をしていない

- 22 貴教育委員会において、市町村立学校の生徒が、特別支援学校又は高等学校へ進学(転校)する場合、児童・生徒の状況を把握するために、どのような対応をしていますか。

(1)	市町村立小・中学校から情報を得るように、特別支援学校又は高等学校を指導している
(2)	情報が伝わるように、特別支援学校又は高等学校並びに市町村教育委員会を指導している
(3)	特別支援学校又は高等学校並びに市町村教育委員会を指導しないが、保護者を介して引き継ぐよう協力依頼を行っている
(4)	指導や協力依頼をしていない
(5)	上記のように指導や協力依頼の有無とは関わらず、都道府県教育委員会が、情報交換の場を設定している

- 23 貴都道府県において、特別支援教育に関し、校種間連携を推進するにあたり、課題があればお書きください。また、校種間連携を推進するにあたり、もし国への要望があれば、お書きください。

--

V 生徒指導について

- 24 貴教育委員会では、生徒指導事務はどのような形態で所管していますか。

(1)	生徒指導を所管する課があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
(2)	課内に生徒指導を所管する班等があり、その中に小学校・中学校・高等学校の担当職員が配置されている
(3)	義務教育所管課と高等学校教育所管課があり、それぞれに生徒指導担当職員が配置されている
(4)	その他(自由記述)

25 貴教育委員会が主催する生徒指導に関した、校種間連携を推進する事業（研修を除く、予算措置があるもの）はありますか。

(1)	☐	ある（該当校種に○をつけてください）
ア	☐	小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
イ	☐	小学校・中学校・高等学校
ウ	☐	小学校・中学校（特別支援学校を含む）
エ	☐	小学校・中学校
オ	☐	中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
カ	☐	中学校・高等学校
キ	☐	その他（自由記述）
具体的な事業名や予算額をお書きください。		
		事業名
		予算額
(2)	☐	今はないが、検討中である
(3)	☐	今はないし、今後行う予定はない
(4)	☐	対応していない

26 貴教育委員会が主催する生徒指導に関した、他校種の教員が参加する研修がありますか。

(1)	☐	ある（該当校種に○をつけてください）
ア	☐	小学校・中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
イ	☐	小学校・中学校・高等学校
ウ	☐	小学校・中学校（特別支援学校を含む）
エ	☐	小学校・中学校
オ	☐	中学校・高等学校（特別支援学校を含む）
カ	☐	中学校・高等学校
キ	☐	その他（自由記述）
(2)	☐	今はないが、検討中である
(3)	☐	今はないし、今後行う予定はない
(4)	☐	対応していない

27 貴教育委員会において、児童が中学校へ進学する場合、生徒指導に関する児童の情報を、どのように中学校へ伝えるように指導していますか。

(1)	☐	全ての小学校が、指導要録の写し又は抄本を送付するだけで伝える
(2)	☐	小学校が指導要録の写し又は抄本の送付とともに、必ず、小学校の教諭が中学校を直接、又は中学校の教諭が小学校を直接訪問して情報交換を行う
(3)	☐	小学校が指導要録の写し又は抄本の送付とともに、必要に応じて、小学校の教諭が中学校を直接、又は中学校の教諭が小学校を直接訪問して情報交換を行う
(4)	☐	指導していない
(5)	☐	その他（自由記述）

- 28 貴教育委員会において、中学校又は義務教育学校（以下中学校等）の生徒が高等学校へ進学する場合、生徒指導に関する情報を、どのように高等学校へ伝えるように指導していますか。

(1)	全ての中学校等が、指導要録の写し又は抄本を送付するだけで伝える
(2)	中学校等が指導要録の写し又は抄本の送付とともに、必ず、中学校等の教諭が高等学校を直接、又は高等学校の教諭が中学校等を直接訪問して情報交換を行う
(3)	中学校等が指導要録の写し又は抄本の送付とともに、必要に応じて、中学校等の教諭が高等学校を直接、又は高等学校の教諭が中学校等を直接訪問して情報交換を行う
(4)	指導していない
(5)	その他（自由記述）

- 29 貴都道府県において、生徒指導に関し、校種間連携を推進するにあたり、課題があれば、お書きください。また、校種間連携を推進するにあたり、もし国への要望があれば、お書きください。

--	--

（質問は以上です。ご協力ありがとうございました。）

校種間の連携について
(平成 29 年度研究報告書 No. 1)
全国都道府県教育長協議会第 1 部会

平成 30 年 3 月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 3-3-1
尚友会館
電話 03-3501-0575
